

# 大川市議会第5回定例会会議録

令和7年12月5日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	平木一朗
3番	古賀寿典	10番	内藤栄治
4番	西田学	11番	川野栄美子
5番	馬淵清博	12番	遠藤博昭
6番	永島幸夫	13番	永島守
7番	宮崎稔子		

## 2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	江藤義行
会計管理課長 (兼)会計課長	山田秀幸
人事秘書課長 (併)監査事務局長	山口馨
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	龍健司
企画課長	古賀章子
地域支援課長	島崎恵一
市民課長	龍るり子
環境課長	井口秀成
福祉事務所主幹	添島良徳
インテリア課長	近藤大輔
企業誘致推進室長	鶴恭太
農業水産課長 (併)農業委員会事務局長	原島正敏

ク	リ	一	ク	課	長	宮	崎	和	彦
建	設	課	長	阿	南	和	文		
都	市	計	画	課	長	古	賀	康	弘
学	校	教	育	課	長	添	田	宗	孝
生	涯	学	習	課	長	永	島	潤	一
生	涯	学	習	課	参	岡		美	詠
	(兼)	大	川	の	駅	整	備	振	興
					課	参			事
生	涯	学	習	課	社	会	教	育	主
					事	松	延		聡

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	西	原		真
議	会	事	務	局	書	記	古	賀	直
議	会	事	務	局	書	記	松	家	奈
								美	子
議	会	事	務	局	書	記	原	耕	平

4. 付議事件

1. 一 般 質 問

1. 議 案 に 対 す る 質 疑

(議案第68号～第85号)

1. 委 員 会 付 託

## 5. 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
7	9	平 木 一 朗	1. 「10年後・20年後の大川市のあるべき姿」を問う
8	4	西 田 学	1. 国道385号・442号沿線の開発について 2. さくら猫活動について
9	6	永 島 幸 夫	1. 低所得者皆さんに対する物価対策について 2. 市長の政策について
10	11	川 野 栄美子	1. <small>みに</small> 三谷有信・大川市の宝再発見
11	7	宮 崎 稔 子	1. 市民サービスの充実について 2. 災害を防ぐ水の通り道について
12	1	永 尾 学	1. 大川市の防災について

---

### 午前9時 開議

#### ○議長（永島 守）

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。この際、お願いをいたしておきます。一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め60分程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどお願いをいたしておきます。

なお、1人の質問者が終わるごとに10分程度の休憩を取りますので、御了承のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、9番平木一朗議員。

#### ○9番（平木一朗）（登壇）

皆様、おはようございます。2日目、1番目の平木一朗です。どうぞよろしくお願いた

します。

先日に引き続き一般質問をさせていただくわけでございますが、先日もちょっとお話がありましたけど、今国会において高市早苗さんが女性初の首相ということに召されました。心からお喜びを申し上げたいと思っております。

また、昨日にもありましたけれども、基本理念として、国民の皆様の生命と財産、領土、領海、領空、資源、国家の主権と名誉を守り抜くことだと考えております。今を生きる日本人と次世代への責任を果たすという言葉が出ておりました。非常に素晴らしい方だなと思っておりますし、共感することばかりでございます。

また、日本列島を強く豊かに、地方の大きな伸び代を生かしますという言葉も出ておりました。47都道府県どこに住んでいても安全に生活することができ、必要な医療、福祉や高度な教育を受けることができ、働く場所がある。高市早苗が目指す日本の姿です。かけがえない生命を守るために、全国各地の防災対策、防犯対策を強化します。そして、地方には大きな伸び代があります。農林水産業、製造業、サービス業をはじめ、幅の広い産業分野において新技術立国に向けた投資を促進するとともに、そのチャレンジを担う人材を増やし、絶え間なくイノベーションが起き、日本列島の隅々まで、活発で経済活動が行き渡る国をつくるために力を注ぎますと言われておりました。

この大川においても、非常にこれはチャンスなことだと思っております。私たちのこの大川にある魅力、また地形、地の利を生かして、しっかりと国、県と連携を取ることによって、これから先、産まれてくる子どもたちのためにも、そして今を生きる人たちのためにも、生活しやすいまち、仕事しやすいまちを目指すためにも、ぜひとも議会側としても力を出していかなければいけないと感じている次第であります。

また、政府が先月決定いたしました総合経済対策には、自治体が自由に使える重点支援地方交付金の拡充が盛り込まれ、自治体によるお米券などの配付を後押ししております。重点支援地方交付金、食料品高騰に対応する特別枠として拠出される予定であります。お米券だけでなく電子クーポンの活用を促すとされる一方で、農相は、お米券が使用できる食料品の範囲については民間に委ねるということで、お米券なのか、食品のクーポンなのか、また現金なのかということ、地方の行政のほうも非常に困っていらっしゃるのが正直な答えじゃないかなと思っております。

九州のほうでも先日、高森町のほうで12月1日から町独自のお米券の配付が始まっております。

ます。希望する全ての町民に2026年3月まで毎月1,500円分が配付され、国産米に限り5キロごとに1枚利用できる町の公式LINE、これは電子クーポンですね——町の公式LINEから申請し、電子クーポンによって配付が基本だが、スマホの操作が難しい高齢者などのために紙のお米券の配付も行われている。

また、大阪府内の8割を超える自治体のほうは検討中、未定ということであります。特に大阪の交野市、こちらのほうでは、はっきりと否定されていることがありました、お米券配付の拒否を繰り返していますということ。SNSでは、交野市はお米券を配りません、配付しません。繰り返しになりますが、交野市は、市民のためにお米券を配りません。露骨なお米券への誘導には屈しませんというふうなことが3度にわたりSNSで発信された次第です。理由といたしましては、券を配ることによっても経費がかかり、物価高騰対策には不適切だということでありました。

手数料が自治体によっても違うわけですがけれども、換金するときの手数料、また人件費によって10%から16%ぐらい手数料が取られるということがあって、お米券を配ったほうがいいのか、もしくは電子クーポンがいいのか、様々な方法がありますが、一番大事なのは物価高騰による対策でありますので、国民の皆様、市民の皆様に十分にその金額が行き渡るように、精査しながら進めていかなければいけないことじゃないかなと思っております。

また、年末になってくると間違っただ誤情報、うその情報というのが非常に増えてくる時期になります。先ほど高市早苗さんの話をしたんですけれども、そういう国益のことで発言したことによってですけれども、片方の隣の国のほうからは沖縄独立を促す偽情報、偽動画が、今SNSのほうで拡散されております。

日本経済新聞が最先端の人工知能、AIツールで解析したところ、背後には、拡散を請け負う大量の情報工作アカウントが見つかった。主に中華系に向けたSNSの投稿だが、専門家は、今後日本の世論分断につながりかねないと警鐘を鳴らしているということです。琉球は日本の属国ではない、琉球は中国の属だとそういうふうな書込みもあれば、ポツダム宣言によると、琉球は中国の領土だという、こういう誤情報、間違っただ情報、うその情報を拡散されているということです。また、ロシア、中国による影響力工作が知らず知らずのうちに日本でも始まっている。情報セキュリティ大学大学院の方によると、彼らはディスインフォメーションを使い、社会の分断と混乱を狙っているという。その実態と対策をセキュリティ大学の教授が申されておりました。

いずれもあったのは、日本政府は信用できないという内容からの書込みだったそうですが、そうしたアカウントには日本人ユーザーのものも多くありました。こういうユーザーは工作に加担したという自覚があるんでしょうかということ警鐘を鳴らしておりますけれども、こういうふうに、政府は信用ならない、また行政は信用ならないという文章から始まる文書には、ある一定の方にはよく響く言葉であるかと思っております。しかし、そういうふうなデマを信じてしまうということは非常に残念なことだと思っておりますし、また、総務省のほうでもインターネット上の偽情報、偽りの情報拡散や利用者のICTリテラシーなどに着目した初の実態調査結果を今年の5月13日に発表いたしました。この調査は国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの協力を得て、全国の15歳以上の男女2,820人を対象に、3月31日から4月2日にかけてインターネットで行われました。

調査では、これまでに国内で確認された15種類のうそ、偽りの情報を示した上で、一つでも聞いたことがあると答えた方に、情報が正しいかどうか、拡散の経験があるかどうかを尋ねられました。このうち、情報の真偽については、正しい情報だと思う、恐らく正しい情報だと思うと誤解した人が全体の47.7%とほぼ半数を占めた。また、そのようなうその情報、誤情報を、家族や友人に伝えたり第三者に発信したりと拡散した人は25.5%ということで、4人に1人に上ったということでもあります。

総務省が2025年5月13日に発表した調査によると、SNS上の偽情報や誤情報を一度信じてしまうと、その後も自分の判断を誤り、認めにくくなる傾向が明らかになった。特に60歳以上の高齢者の方たちは、自分がだまされるはずがないと思込みやすく、自分の意見や信念と一致する情報を信じやすいという特徴があります。調査結果で偽情報を正しいと信じている人は47.7%に上り、誤りを誤認する人の26.7%を大きく上回っております。高齢者のみではございませんけれども、テレビや新聞など伝統的メディアをよく利用しているため、誤情報に気づく機会も多い。しかし、退職やパートの終了など人との交流が減る中で、特定の情報に偏りやすくなり、誤情報を信じやすくなる可能性がある。また、NHKの番組では、60代の母親が陰謀論にはまるなど、年配者の被害事例もたくさん紹介されておりました。専門家は、偽情報にだまされないためには複数の情報元を比較し、真偽の認識を確認すること、そして、真偽が不明な情報を拡散しないことが重要だと指摘しております。

調査では、35.2%は自分はICTリテラシーが高いと考えているが、私はだまされないという過信が最大の落とし穴であるということでありましたし、我々日本人というのは世界の

中で一番こういう情報とかマスコミ、そういった誤情報でだまされやすい人種だと言われております。先日も教育の話が出てきておりましたけれども、これは子どもの教育から来ているということを世界の中では言われておりますので、そういう誤情報とか、そういうことに惑わされないよう疑う——教え方だったりとか、また質問の仕方をしっかり教える、そういうことがこれから先のことでは非常に大事になってくるんじゃないかなと思いますので、その辺のところも教育に生かしていただきたいと思っております。

先ほどからそういうふうには日本政府は信用ならないとか、行政は信用ならないとか、そういう言葉はいろいろありますけど、これは全て今起きている国だけの話ではないと思っております。我が大川市のほうでも、いろんな間違った情報もあれば、高齢者の方たちが詐欺にだまされ、物を購入されるという事件だって出てきております。そういうことに関しては、行政もしっかりとその辺のところを理解した上で、住所もない、そして代表者もないようなそういったものに関してはだまされないようにしてもらいたいなと感じている次第であります。

さて、本日の一般質問のほうに移らせていただきますが、大川市は、人口減少、高齢化、基幹産業をはじめとする産業構造の変化、気候変動による災害の増大など、大きな構造的課題に直面しております。こうした中で、市民が安心して暮らし続けられる持続可能な都市を築いていくために、市長が描く10年後、20年後の大川市のあるべき姿を明確に示す、それを具体的な政策に落とし込んでいくことが不可欠だと思っております。

つきましては、幾つかの質問は議席のほうでさせていただきますと思います。

**○議長（永島 守）**

9番平木議員。

**○9番（平木一朗）**

それでは、議席のほうで質問をさせていただきますが、市長どうぞよろしくお願ひいたします。

市長が考える2030年、2040年の大川市の姿ということで、これから先、国のほうでは、これは内閣府のムーンショット目標というのが、2050年度までにこういう社会を目指しましょうというのがあります。ムーンショット目標は幾つかの項目があるんですけども、一つは身体や脳、空間、時間の制約からの解放だったりとか、そういうことで、これからそうした生成AI、そういったことを活用して、労働だったりとか時間、そういったものを短縮しな

ければいけないという構造とかあります。

また、大川市の場合は、基幹産業だったりとか、観光とか交流都市だったり、また、先日から子育ての件で市長のほうもいろいろと答弁をなされておりましたけれども、そういう様々な課題がある中で、市長が今後2030年、2040年、10年先、20年先、そういうことに関して目指す大川市の姿ということ、よければ述べていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**○議長（永島 守）**

市長。

**○市長（江藤義行）**

皆さんおはようございます。平木議員の御質問にお答えしたいと思います。

非常に難しい問題なんですけど、昨日も一般質問の中で本市の最大の課題は人口減少であるというふうに答えました。地方自治体が初めて直面する持続的な減少、人口の減少というのは、やっぱり内心は止めたい。しかし、かなり厳しいだろうということを前提に市政に取り組まなければいけないというふうに思っています。

これは先日の議会でも申しましたように、スマートシュリンク、賢く縮むと、これはでっかく日経新聞にも載っているし、いろんな雑誌にも載っています。それから、いろんな首長さんもそのことを発言されています。これは、本当に常識的なものなんですよね。だから、様々な行政機構も、高度成長期にはどんどん拡散してよかったんですよね。それは経済規模が、成長率も高いし、そうあるべき姿だったと思うんですよね。今度はこの逆のことをやらなければならないと、これがスマートシュリンクというんですよね。私も様々なことを今検討して、ここはやめられないとか、ここは廃棄できないとか、そんなことでコスト削減、そして効率化、そんなことを今、様々考えています。

それで、やっぱり現実には現実として、この人口減少や少子高齢化を前提としながら、単なる縮小ではなく持続可能な、効率的な形に社会を再編することを目指していかなければならないなど。それもやっぱり市民の同意を得ながらやっていきたいというふうに思っています。

ただ、スマートシュリンクだけでいいのかという問題もありまして、具体的には総合計画や総合戦略を基本としながら、人口が減っても暮らしの質は落とさない。そのためには必要なサービスはしっかりと守りつつ行政の仕組みをスリム化していく。一方で、課題である人口減を穏やかにするために、一つは社会増を何とかできないかなというふうに考えています。

企業誘致は、産業振興による雇用の確保、子育て支援、これは大事ですよ、子育て支援はですね。昔は、おじいさん、おばあさんが子育てをして、主婦の方はお昼御飯を作ったりそんなことで、ゆっくりとした時間が流れていました。今は、おじいさん、おばあさんもいないし、子育てしている人は、まず最初、朝から起きてずっと保育園に送り迎えしてやっておられます。そして、自分が終わった後、もう分刻みで今度は会社に行って仕事をされている。だから、本当に格段に違うんですよ。それは、だからもう子育ての費用、そういう費用とか、出産に迷うことがなく、それはもう全面的に支援してあげると。それは、今後とも私自身もやっていきたいと思っています。あの主婦の苦労というのは、私たちが本当に分からない苦労なんですよ。だから、安心して出産できる、子どもを育てていけるというのは、もう地方自治体の義務だと思っています。それに税金を、税金と言ったら――資産をつぎ込むというようなことは、一つの、ある意味じゃ成長戦略の一環じゃないかなという気がしています。

そして、住環境というのは物すごく大事で、子ども大川は、福岡とかああいう派手なことはもうやっぱりできない。だから、私が表現しているのは小ぎれいなまちづくりをしようということで、先日も遠藤議員のところでも表明しましたように、それをどういう格好であるかというのは、議員の皆さん方のお知恵も拝借しながら進めていきたいと思っています。様々なことを今考えています、どういうことをやるかというのを考えています。そして、本当に子育て世代が、若い世代が、住みよいと、大川は落ち着いて小ぎれいだなというようなまちづくりをやっていきたいと。

それで、私が今思っているのは、区長会というのがありますから、区長会は本当に一番力を入れているところなんですよ。だから、区長会の皆さんとよく話をします。そのまちづくりはどういうことをしたいのと、市としても全面協力したいからということで、いつも話をしています。また区長会が今度ありますから、まちづくりについて区長会でまた話合いをしていこうと思っています。区長会というのは、組織的なスマートシュリンクをするための一つの大きな組織の核になるんじゃないかなというふうに考えています。しかしながら、やっぱり経済が縮小するとよくないということで、いわゆるマクロ的には経済規模は維持して拡大していくと。要するに、市のGDPは拡大していくという方向を取っていききたいというふうに思っています。大川のGDPは、これから発表できれば発表していきたいというふうに思っています。

それと、やっぱり経済の指標というのは大事ですからね。昨日も申し上げましたように三大指標というのがあって、ここ数年は三つとも悪化していたんですよ。それで、危機的な数字に達しつつあるという市の内部文書も、各課長に出ていました。

昨年の経済指標が、一つよくなっていました。昨日も申しましたが、よくなっていました。もう一つは悪化が止まりました。もう一つは、ちょっとまた悪化したんですよ。

非常にいいなど、こういうのも参考にしながら、お金の使い道を様々な形で、無駄遣いがないようにやっていきたいと思っています。これは厳しく監視をしていきたいと思っています。そして、基本は、やっぱり何かやるときには市民の方の——市民の税金ですから、みんな、100%、市民が主役ですから。そのためには、市民の了解を得ながら、市民に説明をしながらやっていきたいと思っています。独断で進めることはない。市民の了解をしながらやっていきたいと思います。

ですから、議員の皆さん方も、各公民館とか地区の人たちにもそういうことを、市政報告会ということで、こういうことを目指すんだということをやっていたきたいなというふうな期待をいたしております。私が行くなら、いつでも行っていいです。私はもう各地に呼ばれるところに、今、市政報告ということで回っています。それから、小さなグループでも呼ばれるんですよ、あるいはいろんな集まりとか、それも行っていきます。そして、皆さんと共に大川市を盛り上げようじゃないかということ、対話を通じながら訴えています。そこでいろんな、クリークがごみがたまっているよとか、もういろんなことが出るんですよ。基本は、まず区長さんを通してと言っています、区長さんをお願いしてくださいと。地元の出身の議員さんがおられれば、議員さんをお願いするのもいいんじゃないかなと思っています。やっぱり区長というのはその地区の基盤ですから、そのことをいろんな場で訴えております。それで、地方行政の基本と、原則というものを市民の方に理解してもらおうという活動も今やっております。

以上でございます。

**○議長（永島 守）**

平木議員。

**○9番（平木一朗）**

ありがとうございます。10年後、20年後、2030年、2040年の未来像ということで質問したつもりでありましたけれども、様々な、市長の今後訴えていきたいことは重々、前日からも

聞かせていただいております。しかし一番大事なのは、やっぱり我々市民も今我慢しなきゃいけないところは我慢しなきゃいけないわけですし、未来のためにですね。それでもやっぱりそれを分かりやすく絵だったりそういったことで、大川市民の方々、また行政職員が、あっ、この絵に向かって走っていくんだという気持ちにさせることというのは、簡略化でもそれは見せることだってできるかと思っております。言葉でいろいろ聞かせていただいたんですけども、市長に就任して1年ということになりますので、そろそろ今描いていることを分かりやすく、そしてどちらのほうに向かっていくのだということ、絵図とか、そういうもので出していただけないかなという気持ちもありますし、また、スマートシュリンクの話が出ておりました。前は、賢く縮むという言葉だったので、私自身もちょっとすごく首かしげていたんですけども、スマートシュリンクという言葉聞いて大体分かってきたということでもありますけど、今どうのこうの言っている話じゃなくて、前からこういったことでスマートシティだったりとかやっているわけなんですよね。

行政に至っても、消防の広域化、そして中学校の統廃合、そして子ども医療、これは緊急の子ども医療ですね。その体制だったりとか広域連携、そしてまた中学校の統廃合なんか、我々議員の中でもけんけんがくがくいろいろありましたよ、地元のほうからも。だけど聖域なき云々じゃなくて、大川市の未来構想に向けて必要なことをやっていかなきゃいけないということで、賛否あったとしても議会で議決をして、議決をした以上は議会側としてはしっかりそれを認めて、知らしめていこうということやってきたわけですが、でも必要なことなので、やっぱり今後ともそういうことが出てくると思います。また、小学校に至っても、子どもたちの教育環境の在り方次第では統廃合だって考えられる時期にいずれ来るかもしれません。

そういうことも含めますと、このスマートシュリンクという、様々なことに関係するんですけども、一番大事なのは、市長も言われておりましたけれども、GDPは下げちゃいけないんですよ、基本的にまちを生かしていくためには。このGDPを下げずにということで、今AIだったりとか、そういうふうな労働不足のところに関する手当だったりとか、様々な方法を国も取っていらっしゃるんじゃないかなと思っております。先ほど市長のほうでGDPを発表していいならということありましたけど、自分が目標とするGDPも含めたところで、やっぱりそういったことを構想の中では入れてもらいたいなと感じておりますので、その辺のところを御理解の上、また自分たちが目指す方向、そういったことをよければ

表明してほしいなと思っておりますので、今後またそういったことのお機会がありましたらお知らせいただくように、また、職員の方たちとも連携し合うようお願いしておきたいと思っております。

それで、市長が言われるとおり市民が主役ということでもありますけれども、今ここに市長席のほうで立っていらっしゃるの、あくまでこのトップの席というのは、行政のトップ、執行権のある立場として立っていただいておりますので、職員の皆様のほうからいろんなアドバイスや御意見もあるかと思っております。そういったことに関しては、しっかり行政のトップとして発言すべきところは発言していただきたいし、市民の主役ということは間違っておりません。そういったことに関しては、そういった部分の場所で使っていただければなと個人的には考えております。

また、本市は基本的に3割自治体という3割財源なんですよ。3割しかない、いわゆる3割自治体です。私たちの自治体はそういうものですがけれども、市の収入の大半は国や県からの交付金、補助金に依存しているという現実がありますね。これに対しては後ろ向きな話ではなくて、地方と国と県が連携して行政を支えている仕組みそのものだと大川市の場合には思っております。だからこそ、市長として、よければ国と県のほうにしっかりと要望だったりお願いをしていただきたいと感じている次第であります。

自主財源が限られている以上、どの事業でも国の補助金は使えるのか、国の施策、県の施策はどのように連携するのか、地方の課題をどう国、県の政策に反映していくのか、こうした調整や交渉を、市長として自ら積極的に行う必要があるのではないかと思っております。

国や県との関係性は良好でなければいけません。誤解を恐れずに言えば、信頼関係を築けているかどうかで市政運営の選択肢が大きく変わるものであります。市民の暮らしを守るためにも、つなぐ役割を果たすことが市長の仕事だと思っております。市の行政の課題は、実際には市だけで解決できない問題だらけであります。人口減少、医療の維持、義務的経費ももちろんそうですね。教育、人材の確保、道路、河川の大規模整備など、こうした課題は市単独では到底行うことができません。大川市の自主財源に至っては、義務的経費さえも賄えないことだってあるわけです。ですから、市長の仕事というのは市民の課題を、国、県の政策につなぎ込むこと、市民の声を市長が受け取り、県や国に伝え、制度や支援を反映させていく、このパイプ役こそ3割自治体の自治長としての果たすべき最重要な役割だと思っております。県や国の支援を受けながらも、ただ言われたとおり従うだけでは自治の精神を失っ

てしまいますので、私は市として独自性や将来性を明確に持ちながら、依存ではなく協働という関係をつくるべきじゃないかなと思っております。

ぜひともその報告会で——個人の報告会かれこれも、もちろん選挙で当選させていただいている以上、必要なことだと思うんですけども、やはり行政のトップとして、また職員が抱えている課題に関しては、やはり国と県の協力が全てでありますので、これは予算にも関係するわけです。昨日から収入の——支出の話はたくさんあったとしても収入をいかにどうするかという話はなかなか出てこなかったもので、やはりそういったことに関しては今後、市長、やはり国と県、なかなか今、期成会とかそういう会には参加することがあったとしても、市の現状の中で時間を割いて、向こうの時間のほうでしっかりとその打合せする時間というのはなかなか取れなかったんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺のところを取っていただいて、今、大川が抱えている課題ということをお願いしておきたいなと思っておりますので、その辺のところはよろしく願い申し上げます。

続いて、人口ビジョンについて質問をさせていただきたいと思っております。

市長は、本市の人口、今後20年間でどのように思ってもらっしゃるのか、長期総合計画、基本計画のほうでは——私が言っているのは20年間でどうなるのかというと、一応計画の中では第1パターンか第3パターンまでそれぞれの基準が違いますけど、第2パターンのほうだったかな、第3パターンか。2045年だったら2万6,167人程度を考えているということが長期総合計画の中で出てきておりますけれども、今、スマートシュリンクの話とかそれぞれあったんですけども、市長が描く20年間で、この2万6,165人やったかな、それを減らさないのか、ある程度減っても仕方がないと思っていらっしゃるのか、積極的に増やすということを思っていらっしゃるのか、どれを目指しておりますかという質問であります。お願いいたします。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

平木議員もよく御存じと思うんですけど、3パターンあって、非常に今のところ、実際としては第3、一番低いパターンのところにいつているんですね。本当は、心情としては第1パターンにいきたくてかいうふうに思うんですけど、本当は今後第2パターンを目標としていければなと思っております。

そして、最新の統計年報を発表しますが、令和元年から令和6年、過去5年間の人口減少数が2,717人となっております。平均すると、1年間で550人程度の人口が減っている状況ではありますが、多いときには700人以上減少した年もありました。平木議員が申されましたように、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、20年後、2045年度の本市の人口は2万2,609人と推計されておりますが、本年10月末の人口3万591人と比べ約8,000人近くが減少するということになっております。平均約400人の人口が1年間で減少するという厳しい予測になっております。市の人口政策の基本方針としては、出生数の向上による自然動態の改善と、移住、定住人口の増加による社会動態の改善により人口減少を緩和していくことだというふうに考えております。社会減を少しでも緩和する、そして社会増につなげていければなど。それと、出生数も少しは向上していきたいというようなのがこれに込められております。

そのために、本市の第3期総合戦略において、20年後、そして2045年の人口目標を2万6,167人、2万6,000人台というふうにしており、初めに、御承知のように産業振興、それから安定した雇用の創出、そして結婚から子育てまでの切れ目ない支援、これはぜひ強力に進めていきたいと思っております。さらに、大川への人の流れの創出、最後に時代に合った地域づくりと地域間連携、以上、四つの基本目標を定めて、若い人たちが生活しやすくなるような環境整備に向けた施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（永島 守）**

平木議員。

**○9番（平木一朗）**

ありがとうございます。今の政策にのっとって、人口を維持したいというふうなことを拝見させていただきました。

しかし、この部分というのは、あくまで最初、市長が言われているのを何もしなかったら第2のパターンで一番下のラインになってしまう。だからこそ、行政また有識者会議の中で話し合った上で、この大川という地の利、今後、九州経済に大きく反映されるであろう佐賀空港、三池港、長洲港、そして唯一の高規格道路の有明海沿岸道路、この資源をどう生かして、大川が生活しやすいように、仕事がしやすいように、また、関係人口をいかに増やしていくか、先ほど出生率の問題もありましたけれども、この関係人口をいかに増やしていくか

と悩みに悩んで、その一つの手段というのが広域交流拠点ということの道の駅、川の駅機能を持つ「大川の駅」だったんじゃないかなと。その目標があったからこそこの数字をつくっていただいたと思うので、今は白紙ということでありますけれども、基本的にはそれに代わる——この目的はそれなので、手段の話じゃなくてですね。それに代わる柱というのを早くやっぱり見つけておかないといけないんじゃないかなと。企業誘致のことを今、市長のほうは御自身の言葉で言われておりましたもので、ぜひともそれに代わる、この人口が維持できる政策、我々も納得できる政策、そういったことを早く出していただければなと思っている次第でありますので、その辺のところもよろしく願い申し上げます。

続いて、昨日も市長の答弁の中やったですかね、このスマートシュリンクという言葉が使われた際に、地方に入ってきたお金が逃げていかないようにしなきゃいけないということも申されてあったと思います。そういう面で、第3の質問のほうをさせていただきたいと思っておりますけれども、今現在、もちろん基幹産業の木工はもちろんのことでございますが、個人商店だったりとか、小売店の方たちは非常に大変な厳しい状態にいるんですよ。そのような経済の中、地方経済の活性化をいかに図っていかなくちゃいけないのかということは、地方行政の手腕だと思っておる次第であります。もちろん、大川市内の中ではプレミアム振興券だったりとか、おおかわるる券の、おおかわるるペイやったかな、そういうこともありますけれども、今回のお米券の騒動にしてもそうだけれども、やはり今後やっていくためにはまた人材費、そこに関わる経費だったりとか、そして紙の発行代だったりとか手間暇、そういうことを考えるのであれば、各地方の中でちょこちょこ出てきておりますけれども、地域通貨、大川だけしか使えない通貨、そういうふうなアプリとか今はできておりますので、そういったことも必要じゃないのかなと。私自身、できるだけ現金ではなくて地域内で循環ができる通貨ということが非常に大事じゃなかろうかなと思っておる次第であります。これは先日、市長が言われたお金を逃がさないということにもつながってくるんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺の地域通貨に関しての市長の考え方があればお知らせください。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

本当に平木議員の言われとる個人商店、そして飲食業、本当に厳しい状態が続いています。

私も本当にその実態を知るたびに悩んでいます、苦しんでいます。

現在、国の重点支援地方交付金を活用した、御承知のようにプレミアム商品券を発行し、地域内での経済循環を促しています。そのほか、考えられる地域内での経済循環促進政策の一つとして、平木議員が申されましたように地域通貨が考えられます。

地域通貨とは、特定の地域や商店街の加盟店舗での利用可能な通貨で、地域内での消費循環を促すほか、地元商店街等の利用促進、それによる売上げ、来客数の増加などが期待されます。ただし、導入においては、決済端末の導入コストや換金手続に手間がかかると加盟店側の負担も想定されるため、他自治体での先行事例の調査等を行いながら、今後、その有効性も含めて検討していきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

**○議長（永島 守）**

平木議員。

**○9番（平木一朗）**

今言われたのは、ある意味主導する立場として考えなきゃいけない課題でもあると思います。

我々、文教厚生委員会でも先日行政視察を行った際、そこのまちのほうは手数料、商店のほうに負担をかけちゃいけないということでゼロだったんですよ。そのゼロがいいかどうかというのは私はちょっと疑問に思うんですけども、なぜかと、VISAとかマスターカードと同じように換金性が強いものでされてしまうと悪用ということができるので、それはどうかなと正直思いますけれども、しかし、今言われたように地方商店、また個人業または飲食業の方たちにとっては使いやすいほうがいいし、一番いいのは、現金じゃなくて地域の中でお金が循環していくという仕組みが一番大事なわけであるかと思っております。おおかわるる券は1回ぼっきりで使われる方が多いかなと思うんですよ、何回も、おおかわるる券を右から左に流すことよりも。

そしてまたもう一つ、この地域通貨ということは基本的にデジタルでありますので、ボランティアをされている方たちへのポイントだったりとか、また高齢者の方たちの運動促進ですね。1日1万キロ歩かれる方たちの運動ポイントだったりとか、そういう福祉、またそういうふうな環境等の美化活動、そういうことにもポイント付与というのはしやすいことであると思うし、ある意味データが取りやすいところもある。市民の方たちは今どんな暮らしをして、どういうところでポイントを活用されて、どういうふうに市民の生活スタイルが成り

立っているのか、どういうボランティアだったら興味があって参加されるのか、どういう運動だったら参加しやすいのかと、そういうことで行政に関わる職員の方たちにとっても非常にマルチアイテムとしてデータ化しやすいことだと。そして、国のほうは導入コストに関しては様々な補助金、助成金を用意しながらやられていることだと思いますので、あとは行政のほうでゴーサインを出されるかどうかだと思います。今、検討しなけりゃいけないということを言われておるので、できるだけ、このような国からの補助のことも、いつ何どきがあるか分からないけれども、やっぱり紙媒体だけじゃなくて、やはり今後、大川のデータを活用する際、また職員の仕事の手間暇を軽減するためにも、そういったことはできるうち、また、助成金、補助金を活用できる間にシステム自体は導入できるように率先してやらなきゃいけないかと思いますが、国のほうも、令和8年度のAI関連事業というものでありますけれども、昨年と比べますと非常に大きい、またさらに上げております。

そういったことを活用しながら、ぜひとも大川市のほうでもそういうふうな方は使っていただきたいし、そういうポイントがたまれば、タクシーに乗って行かれる方たちだって、自分がためたポイントだからということで行きやすいことによってつながってくるかと思うので、そのような市民生活の向上を考える上でも、ぜひとも検討をよろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、その検討をしていただくということで重々にこのことはやってほしいし、本当に今、飲食業の方たちは厳しいんですよ。もちろん、個人商店だって非常に厳しい。そして、何かあれば安いところに行かれるかもしれないし、家族で食べる食事の回数だって減らさなきゃいけない時代でもあります。そんな中でも、大川で大切な市民税、また法人税を払っていただいているお店でもありますので、ぜひともその辺のところに関しては、そういうふうに地域の通貨が循環できる仕組みを考えていただきたいと思っている次第であります。

そして、最後になりますけれども、江藤市長が就任されて約1年間過ぎました。これは言葉の節々から感じられることだし報告会の中でもあったけど、前市政運営よりの批判というのも幾つか聞かせていただいておりますけれども、前市運営より確実にすぐれた実績があれば、具体的に3点ほど挙げていただだけませんか、市長よろしく願いいたします。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

昨日の対話の中でも申しましたとおり、一つは御承知のように子どもの医療費の無償化ですね。それから学校給食費の無償化、そして、10月23日から三役の給与削減をしております。(146ページで訂正) ということでございます。

それで、一つこういうことをすることによって、子ども医療費の無償化、学校給食費の無償化というのは、主婦の方たち、子育て世代に対してお金の流出が止まるんですよ。それがまたちょっと少し余裕が出てきたら、そこにまたちょっと外食してみようとか、そういうことで市内が回っていくんですよ。どんどん市外に、東京とかあちこちにお金が行くと、市内に現金が欠乏していくんですよ、資金不足になっていくんですよ。だから、市内に落とすことは、平木議員が言われたように物すごくいい政策だと思っているんですよ。

今後とも、なるべく市民の方にお金を還元していきたいと。そして、社会増とか、人口減を少しでも止めていきたいと、ウィン・ウインの関係になりますからですね。そんなことも考えながら、市の行政をこれからも進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（永島 守）**

平木議員。

**○9番（平木一朗）**

ありがとうございます。確実に優れたということで申し上げます。三役の報酬の削減というのは、確かに前市長のことではなくて市長就任からされていたこと。

また、医療費の幅、年齢層を上げたということ、また、給食に関しては前市長も前々市長もできるだけ無償にしてあげたい。しかし、収入は限られているから暫定的にやったって意味がない、継続的やらなきゃいけないということで、確保ができる、担保ができるまでということで、いろんな悩みで苦労されてあったことで、頭の中の隅では常にそういうことを考えられていたことでありましたので、やったかやっていないかでいうと、江藤市長のときにやられたことは確かにそのとおりであります。しかし、そういったことでは、特段それが特別にということではなくて常に市長たる――我々議会側も、できるんだっただけならしたいよね、だけど、収入が安定しない限りはここにいけないよねということで悩んでいるのも事実なんですよ、我々議会側の採決にしてもそうだし。

そして、それよりもおかしいと思いませんか、やっぱり国という在り方というのも、東京という頭ばかりがでかくなって、地方の足腰が全然細くなってしまってきている、一極集

中ですよ。そして、福岡市をはじめして、生活がしやすい、仕事がある、また大学があるということで、私たちが育てた子どもたちが、仕事のため、また大学のため都会に行ってしまう。一番生産年齢で働いてもらわなきゃいけない人たちのほうですよ。でも、彼たちは彼たちで生活があるわけだから。

しかし、そういったことから、地方がこのまま高齢化が進んでいくのは当たり前だけれども、やっぱり我々議員だったり首長の仕事というのは、そのような環境の中、逆らっても、国、また霞が関、そういったところにしっかりと現状をお伝えして、地方だからこそ給食費は無償にしなければいけないんじゃないのかとか、子どもの医療費に関しては無償にしなければいけないんじゃないのか、地方の財源には限りがあるんだよ。だから、そういうふうにあなたたちのところに人が行っているんだから、その役割として、国のほうからも十分な支援をしていただくようにとお願いするのも大事な仕事じゃなからうかなと思っているんですよ。十分、江藤市長も会社の経営かれこれやっていらっしゃるので、仕組み的なことはよくお分かりだと思います。やっぱり我々地方というのは、これから先もスマートシュリンク等々で、コンパクトシティですね。継続可能な自治体をつくるために、そういう政策に乗らなきゃいけないことは重々分かりますけれども、このような我が国のいびつな構造をひっくり返す、そんな改革、革命が地方自治体の政治には求められていることだと思っています。

我がまち大川には地の利として今後、九州経済のほうで、今先ほど言いましたけれども、佐賀空港、三池港、長洲港、そして唯一の高規格の有明海沿岸道路、港のほうには大型コンテナ船が泊まらないとかいろんな話がありますけれども、今は交通手段というのは大きく変わってきておりますし、電気推進の船だって、実際日本で初めての船がこの間、三井商船のほうで出てきておりました。また、コンテナを輸送するドレージというものも十分にあって、海が今までの海の間違った感覚じゃなくなってしまうというのが近い将来のことです。このようなことのインフラ整備をどう活用するかが鍵になると思います。基幹産業の木工業や大川独自である物流網にも大きく反映してくることだと思っています。

都会へ集中する富、情報、人材を地方の隅々まで流し込む、企業や工業誘致で雇用を生み、地域に住んでいても地方に住んでいても都会と同じ、またそれ以上に心豊かな生活ができるようにする、大川を含むこの有明海域で生まれた子どもたちがわざわざ都会へ出なくても、ふるさとででっかい夢が見られるようなそんな地域にしたい、そういうふうなことを考えながら、我々は政、首長や議員というのは、そういったことを考えながら、夢を語って話して

いくということは非常に大事な仕事だと思っておりますよ。

そういうことで、ぜひとも市長の言葉のほうからも——江藤市長御自身、十分に、若いときから商工会議所のいろんな役もやっていたわけですから、いろんな社会を見てきたと思います。そんな中で子どもたちに夢を語ったり、また、ここだけは我慢しとって、5年後こうだったらよくなるからとか、そういうことを十分に言えるかと思うので、ぜひともそういう言葉を使ってもらいたいところもありますので、よろしく願いしておきたいと思っている次第です。

そして、そのために自主財源が乏しい自治体として、国、県、特に霞ヶ関、そういったところに、地方の痛み、地方の理解を優先させるようにしなきゃいけないと思っております。協力がいただけないと進めることは何もできません。彼らの持つ知識、能力は、国にとって最高の機関です。いかに国、県に耳を傾けてもらうか、信頼関係が不可欠であります。

我がまちが、ここに住んでる人たちが、夢を持ち、心豊かに暮らせるためにも、近隣市町と連携を組んででも、国や県のほうにしっかりとこの有明海域、筑後地域、大川市の未来を語って、インフラ、またそういうふうな生活しやすいような構造というのを、連携を図って取っていただくことを心から願っている次第であります。

また、冒頭、壇上のほうで申し上げましたけれども、今ある新聞——新聞と呼べるかどうか分からんけど、チラシの中で、議会が対立しているとか、反対しているとかとそういうことをよく耳にします。反対ばかりしやがってと、私も言われて何の反対やろうかと正直思っていたんですけれども、総務課長に申し上げます。今まで、江藤市長になられてから、本会議、議会の中で、私たちももちろん議員ですので分かりますけれども、議案数でいったらどれぐらいありますでしょうか。

○議長（永島 守）

龍総務課長。

○総務課長（龍 健司）

お答えいたします。

江藤市長の就任後、令和6年12月議会から令和7年9月議会までに提案した議案の数は、報告8件、議案85件、諮問2件の合計95件でございます。

以上でございます。

○議長（永島 守）

平木議員。

○9番（平木一朗）

ありがとうございます。報告の件、私も外していたんであれですけど、じゃ、その中で議決として賛成した件数を教えていただけますでしょうか。

○議長（永島 守）

龍総務課長。

○総務課長（龍 健司）

先ほどの95件のうち、可決とされたものは88件ありまして、率といたしましては92.6%となっております。

以上です。

○議長（永島 守）

平木議員。

○9番（平木一朗）

ありがとうございます。我々は議決機関として、もちろん行政のトップの江藤市長が出される議案に対して、我々議会側として市民の生活、そういったことに対すること、また予算決算も含めたところで、認める、認めなきゃいけない、そして、市民の暮らしを守るためにこれは推薦すべきことじゃないかということで認めたのは、先ほど言ったように95件中88件の92.6%ということであります。

さあ、この数字を見て江藤市長のほうに直接お聞きいたしたいと思うんですけども、これで議会は反対した、反対ばかりしているとか、敵対していると言えるでしょうかね。市長どうぞ。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

いや、私よく分からないんですけど、やっぱり重要な議案、本当に市民生活に欠かせない重要な議案が否決されているんじゃないかなというふうに思っています。じゃないかなということですよ、そういう批判があるんだっただけですね。

以上です。

○議長（永島 守）

平木議員。

**○9番（平木一朗）**

いや、済みませんが、市長申し訳ないです。議案数95件で88件、92.6%、9割以上ですよ。10球、球が来たら9発以上バットに当てているというわけですよ。そういった言葉、それが正しい例えの言葉かどうかはちょっと別としても、それで議会側が、市長本人の声です、市長本人の声として、議会が対立していると思うんでしょかということでお聞きしている。思うか思わないか、ちょっとよかったら質問させていただきたいと思います。

**○議長（永島 守）**

市長。

**○市長（江藤義行）**

10月23日の初登庁以来、議会というのもよく理解はできました。一つ大きな事象というか、やっぱり道の駅というようなことでその対立点が生まれているのかなと。また、これだけ日本中に知れ渡った案件で、霞が関の人もほとんど御存じで、これだけのことがあって市民が決を下したわけですよ。そしたら、私自身ももう少し、やっぱりそうだったのかと、市民の皆さんは、そういうことだったのかということで、少しぐらいは私のほうに賛成が回るかなというふうに期待していたんですけど、なかなかそれが現実として難しかったというのを実感しています。

ノーサイドということはいこうと思ったんですけどね、それもなかなか難しいと。やっぱりこれだけ大きな案件が否決されたということで、感情的にもなかなか難しいのかなというのは理解しつつも、よかったらぜひ大川市のために、今後の大川市がよりいい方向に進むために、よかったら御理解をいただけるとなということで熱望をいたしております。そうすると、またそういういろんな、いろんな、何といふかな、いろんな言葉、いさかいとか、そんなのがなくなるのではないかなという気がいたしております。

ぜひ各議員の皆様におかれましては、市政、大川市のために、中核にある人事を、よかったら御承認いただければ、本当に心よりそれをお願いいたしまして、私の挨拶に代えたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（永島 守）**

平木議員。

**○9番（平木一朗）**

人事権の話が出ております、反対した中の約6件かな。6件が人事権に関することじゃなかったかなと思っております。

1件のほうは大川の駅整備推進課の廃止のことだったと思うんですけども、そのことに関しては、私たち議会側としてははっきりと、後片づけもできていないのに廃止することはおかしいじゃないかということで反対したと思っております。

また、人事権の話なんですけれども、市長より副市長だったり教育長の指名が今まで3回指名されました。3回とも同じ方でありますけれども、しかしながら、議会への事前の説明、調整というのが一切されておりました。議会ですよ、議員ではなくて議会です。

さらに、教育長の選任に関しては、肝腎の教育現場の声が十分に反映されていないことは看過できません。よって、議会の立場から反対の意を各それぞれ言われてあったと思いますし、私自身はそういうことで看過できないと思ったので反対をさせていただいたところであります。

まず申し上げたいのは、指名権と任命権は明確に異なるということです。市長に指名権があることは当然承知しております。しかし、だからといって議会が形式的に追認すればよいという話だけではございません。任命には議会の同意が必要であり、これは市長の人事、現場の声や市民生活というのを議会側として慎重に審査する責任があるわけでございます。ところが、今までの3回の人事というのは議会側の信頼関係を軽視し、行政経営の健全性を損なう手続になっているかと思っております。先ほどから言いますけれども、議員としてじゃないです、各個人じゃないんです、議会としてということで申し上げておきます。

特に教育長に至っては、教育委員会、学校現場、保護者など、直接の当事者の意見を十分に確認した形跡は見当たりません。教育行政に関しては、行政の中でも最も現場の声が重要な分野であり、拙速な人事は子どもたちにとって重大な影響を及ぼします。副市長、教育長というのは勝手に、任命するに当たって、何かがあったときにすぐ辞めろと辞職させることはなかなか厳しい、難しいんですよ。だからこそ慎重に考えなきゃいけないことがあるわけなんです。

以上の理由からそのようなことには賛成を到底できるわけ……

○議長（永島 守）

そろそろまとめてください。

○9番（平木一朗）続

できているわけではございません。市長には、改めて議会との協議、そして市民、現場の声の丁寧な聴取を求めます。

市政は対立ではなく協働によって前に進むべきものだと思っております。議会としても建設的な対話とよりよい人事の実現を目指していることだと思っておりますので、その辺のところ、今からでもできることだと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（永島 守）**

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻につきましては10時10分といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

午前9時59分 休憩

午前10時10分 再開

**○議長（永島 守）**

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたしますが、傍聴者の方に注意をしておきます。休憩中にあっても庁舎内で騒ぐことは条例上禁止しております。勘違いをなさらないようお願いしておきます。

山口人事秘書課長。

**○人事秘書課長（山口 馨）**

先ほどの平木議員の一般質問の中で、市長のほうから10月23日から給料の削減といった発言がありましたが、正しくは令和6年12月で関係条例の議案を議決いただきまして、令和7年1月から三役の給料の削減を行っておりますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

**○議長（永島 守）**

それでは次に、4番西田学議員。

**○4番（西田 学）（登壇）**

皆さんおはようございます。議席番号4番、西田学です。

最初に、昨日の馬淵議員の発言に対してですが、少しお聞きしたところによりますと私が言ったのは、大野島インターチェンジのトンネルの下が大渋滞をすれば、インターチェンジより北側に住んでいる人は地元公民館がインターチェンジの南側にあるので大変不便にな

るということを私は聞いておりましたので、少しお聞きしたところによりますと、そういう言い方をしました。

以上です。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初の質問、国道385号、国道442号沿線の開発についてお聞きします。

9月議会でも農村産業法を活用して国道385号と国道442号沿線を開発できないか質問をしましたが、回答は消極的でした。議事録の一部を読み上げます。

農業水産課は、「農業振興地域の中央部ではなく、用途地域と接する端っこの縁辺部の、農業振興上、できるだけ影響の少ない地域に誘導する必要があると考えます。」でした。また、企業誘致推進室でも、「例えば、集团的農地の中央部に産業団地を整備するようなことは、この農村産業法をもってしても困難であると認識しております。」というような、同じような回答でした。

しかし、農林水産省農村振興局が今年、令和7年6月に発効しているいわゆる農村産業法を確認しましたが、農業振興地域、あるいは集团的農地の中央部という記述はありません。

参考として、今結果が出ている大牟田市の内陸部産業団地可能性調査報告書を少し紹介いたします。候補地選定の基本的な考え方の視点にこういうふうに書かれております。「内陸部であって、集落・民家等がなく、まとまった一団のエリアの確保ができる」場所と示されております。あえて「集落・民家等がなく」というふうに書かれております。この記述は、農業水産課が言う用途地域と接する端っこの縁辺部とは全く逆を意味しております。

さらに、農村産業法にも用途地域と接する端っこの縁辺部などの記述はありません。この農村産業法によれば、人口20万人以上の市や人口10万人以上でも人口の増加率が全国平均より高い市などは除外されます。条件に合致している大川市がこの権利を自ら放棄することは、鉄道を持たない我が市にとって非常にもったいない話だと言えます。

この後、具体的な質問と、二つ目の質問、さくらねこ活動については質問席よりさせていただきます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

これが農村産業法です。これについてお聞きをします。主務大臣はどちらでしょうか。

○議長（永島 守）

鶴企業誘致推進室長。

○企業誘致推進室長（鶴 恭太）

議員の質問にお答えいたします。

農村地域への産業の導入促進等に関する法律、以下、農産法と言いますが、この農産法の主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣になります。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

この法律、農村産業法の目的は何でしょうか。

○議長（永島 守）

鶴企業誘致推進室長。

○企業誘致推進室長（鶴 恭太）

この農産法の目的としましては、農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講じるとともに、農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することにあります。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

難しい言葉をいっぱい書いてあるんですけども、簡潔に言えば、この法律は農業従事者の就業を大きな目的の一つとしているんじゃないかなと私は理解をしております。

それでは、この農村産業法の対象地域を教えてください。

○議長（永島 守）

鶴企業誘致推進室長。

○企業誘致推進室長（鶴 恭太）

この農産法の対象地域としましては、農業振興地域、振興山村、過疎地域を含む市町村となります。ただし、三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市等は対象外となります。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

ありがとうございます。

注目すべきは、1番目に農業振興地域、いわゆる農振地域が書かれております。そしてまた、人口制限などもありまして、久留米市などは該当しないんじゃないかなというふうに思っています。

続きまして、農村産業法の計画制度について説明を求めます。

○議長（永島 守）

鶴企業誘致推進室長。

○企業誘致推進室長（鶴 恭太）

計画制度の仕組みとしましては、国が定める基本方針、都道府県が定める基本計画、市町村が定める実施計画の3段階の構成となっております。

具体的にはまず、産業導入の全国的な目標や基本的な考え方を国が基本方針として定めます。その基本方針に即して都道府県における産業の導入の具体的な方針を定めます。そして、県が定めた基本計画に基づき、市が具体的な地区を定めるなど産業導入実施計画を策定するものでございます。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

この農村産業法は平成29年6月に改正をされて使いやすくなっております。

この計画制度はなかなか私は理解しづらいんですけども、要は事務的にちゃんとやっていけば、あるいは条件を満たせば、この農村産業法は通るんじゃないかなというふうに私は思っております。

それでは、次に移ります。

農村産業法の計画達成のための支援措置はありますでしょうか。

○議長（永島 守）

鶴企業誘致推進室長。

○企業誘致推進室長（鶴 恭太）

計画達成のための支援措置といたしましては大きく五つございます。

一つ目が土地利用上の措置。そして、二つ目が予算上の措置。三つ目が税制上の措置。そして、4番目が金融上の措置。そして、5番目が職業紹介の充実、職業訓練の実施となっております。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

ありがとうございます。私は四つ書いておったんですけども、一つ分かっているのかなというふうに思います。

まず、税制上の措置ですね。これは個人が産業団地に供する農用地を譲渡した場合の所得税の軽減、800万円の特別控除というのがあります。

それからもう一つは、土地利用上などの措置として、農地転用に係る配慮があります。まず、農地法の農地転用の特例、それから、農振法の農用地区域からの除外の特例、こういう特例がありますので、都市計画上、用途区域になっていなくても進めることができるということでもあります。

それから、職業紹介の充実や職業訓練の実施。先ほど言いましたように、例えば、農業の方がたんぼを提供された場合に、そこに就業できるとか。

あるいは4番、金融上の措置として、例えば、株式会社日本政策金融公庫による低利子融資などがあるものと思います。

それでは、今現在、農村産業法を活用して近くで結果を出しているのが大牟田市であります。約8年前から取り組んで、ほぼ完成に向かっているというところで、一部ですけれども、8億円ぐらいで公募にもかけている途中、そこまで来ております。

新大牟田駅南地区の土地利用計画案を少し紹介いたします。

まず、内陸型産業団地の候補地選定の基本的な考え方、三つの視点を申し上げます。

一つが、大牟田市の交通ネットワークの骨格をなす幹線道路に近接し、九州縦貫自動車道及び有明海沿岸道路のインターチェンジへのアクセスに優れていること。

視点2、さっき冒頭言いましたように、内陸部であって、集落、民家等がなく、まとまった一団のエリアの確保ができる場所。

視点3として、大牟田市都市計画マスタープランと整合する土地利用であること。

以上が候補地選定の考え方として三つの視点、これは大牟田市の場合を紹介いたしました。

大牟田市が今開発中の土地に接している道路、これがどういった道路かといいますと、主要地方道南関大牟田北線と書いてあります。これを調べましたら、多分県道10号線のことだろうと思います。国道ではありません。これが1本のみなんです。大川市のような国道でも交差点でもありません。大川市のようなというのは国道385号、国道442号のことを言っております。

それでは、大牟田市都市計画マスタープランの作成、あるいは改正の年、これを時系列でいいますと、平成16年に最初作成されまして、その後、平成30年と令和5年に改正がっております。先ほど言いましたように、平成29年6月に農村産業法が改正された翌年の平成30年に大牟田都市計画マスタープランが改正をされております。

ちなみに、新幹線駅の新大牟田駅開業は2011年、平成23年開業ですので、大牟田市都市計画マスタープランが改正された平成30年という年は新大牟田駅開業から7年後でした。またちなみに、大牟田市はその後の令和5年にも改正してありまして、基本的に5年ごとに改正をしているということでもあります。

それでは、大川市に戻りますと、関係法規制への対応についてお聞きします。

まず、都市計画法への対応をどうするかですが、国道385号と国道442号沿線の計画区域、これは先ほど言いましたように、大川市でいえば、都市計画法上の用途区域外であるため、今後、大川市都市計画マスタープランで広域交流拠点として位置づけた上で地区計画を策定します。そんなに難しくないとは聞いております。福岡県の開発許可を受ける地区計画を策定して、福岡県の開発許可を受ける必要があるというふうに考えます。都市計画法への対応ですけど、どうでしょうか、そういう考えで間違っていないか。

**○議長（永島 守）**

古賀都市計画課長。

**○都市計画課長（古賀康弘）**

お答えします。

初めに前置きをさせていただきます。ただいま議員がおっしゃいました地区計画の策定の

必要性でございます。

この地域、国道385号、国道442号沿線は、議員おっしゃいますとおり、都市計画法上の用途地域外ということです。ということは無指定ということでございまして、議員がおっしゃいますように、仮にこの場合、開発を行おうとする際は、地区計画策定の必要性は商業施設等の大規模集客施設等におきまして延べ床面積1万平米を超える建築物を計画の場合は必要となりますが、それ以外の場合は必要ないものと考えます。

が、その前にさきの9月議会でも答弁いたしましたように、この地域は農振法に基づく農業振興地域であること、また、農用地区域、いわゆる青地の土地が集团的に存在しており、農業以外の利用には厳しい規制が設けられておりますので、集团的農地の中央部におきまして議員がおっしゃいますような土地利用は困難であると考えられ、開発行為につきましても困難と考えられます。

以上です。

**○議長（永島 守）**

西田議員。

**○4番（西田 学）**

私は、1万平米以上、当然するならそれぐらいしなくちゃいけないと。交差点ですね。両方に国道が通っております。それから、例えば、「大川の駅」の計画がありました。その南側に企業誘致を計画してあったと聞いております。それもこの農村産業法を使おうかという森副市長の答弁があってございました。あそこは約4万平米でした。ですから、1万平米以上は当然だろうというふうに思っております。いろいろ見解の相違はあると思います。

次に、農振法及び農地法への対応ですが、農村産業法では、市が実施計画を策定し、県の同意を得ることで、農振法の農用地区域から除外することができ、また、農地法の農地転用などに対しても配慮がなされると考えますが、いかがでしょうか。

**○議長（永島 守）**

原島農業水産課長。

**○農業水産課長（原島正敏）**

議員の御質問にお答えいたします。

配慮という表現が適切か分かりませんが、農地を農地以外の目的に利用する場合、農地法により厳しい制限があります。土地収用法をはじめとする幾つかの法令との調整において、

農地転用の不許可の例外というものがあります。この中の一つに農産法による実施計画に基づく定義が含まれています。ただし、この場合においても、農地転用手続や県知事許可を省略できるものではなく、手続は必要となります。

また、農振法においても同様に、幾つかの法律との調整において、農用地区域からの除外、いわゆる青地からの除外が認められるケースが定められており、この中の一つとして農産法の実施計画に基づく施設用地が含まれています。こちらについても手続については、通常の場合と同様に県知事協議及び同意が必要となります。

以上です。

**○議長（永島 守）**

西田議員。

**○4番（西田 学）**

ありがとうございます。

私は昔、民間企業で営業マンをしておりました。決まりどおりしてもなかなか売上げが上がらない。値段が決まっているのに値引きを言ってくるとか。上司に相談しました。おかしいじゃないですか。西田君と、決まったとおりするなら営業マンは要らんと言われました。

そのとおり受け取ったら、どこの自治体も多分スタートを切れないと思います。まず、すると方向性を決めて、そして、調査研究するなりすることが、ただ文章だけ見て、あるいは過去の——だから、過去うまくいっていないから平成29年6月に農村産業法が改正されているんですよね。需要があるから。

ですから、大川市の場合、国道が多分30メートルぐらいあります。東西南北に交差をしております。それから、先ほど言いましたように、一団のまとまったエリアが確保できる可能性があります。そして、これを見ましたけど、鉄道の駅ありません。高速道路のインターチェンジも大川市にありません。これはいいことではないんですけども、それこそ先ほどから国、県に陳情しろと言われましたように、これだけの条件がそろっておりますので、ぜひ頑張って企業誘致して、雇用を増やして、人口を増やして、そして、買物難民もできるだけ解消したいというふうに思います。

それでは、大川市の都市計画マスタープランについてお聞きします。

大川市の都市計画マスタープランは平成29年7月発行で、これが最初でした。既に8年たっています。一度も改正されたことがありません。前は20年先を見ているということで

した。ずっと前に質問したときは、その時々に応じてという答えでした。答えが変わりました。今後12年間改正しないつもりですか、お聞きします。

○議長（永島 守）

古賀都市計画課長。

○都市計画課長（古賀康弘）

お答えします。

都市計画マスタープランは、議員もおっしゃいましたけれども、20年先を見据えた都市計画の基本方針でございまして、現在、策定後8年が経過しております。

策定に当たりましては、関係する計画、例えば、長期総合計画や福岡県が策定しております都市計画区域マスタープランなど、たくさんの計画とリンクしておりますが、そのおのこの計画に変更が生じた場合や新しく計画が追加された場合、さらには社会情勢、例えば、鉄道駅の新設や高速道路インターチェンジの新設などの今後のまちづくりの方針に変更が生じた場合は、当然ながら都市計画マスタープランは変更、もしくは改正することになります。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

ちょっと最後のほうしか聞かなかったんですけど、インターチェンジができるとか、例えば、新幹線の新しい駅ができるとか、これはめったにないことですよ。そういうことを想定して何か制度があるとか、私は理解しきれません。

それで、具体的に言いますと、都市計画の98ページ、5-3に、知ってあると思いますけど、都市計画マスタープランの見直しという欄に、必要に応じてと書いてあるんですよ。ですから、前の課長はここを見て答えられたと思いますけど。また、この95ページには、道の駅・川の駅構想、ちょっとだけ載っています。それから、TSMCのことはまだ全く載っていません。こういうのは——もう答えはいいです。

明らかに今が改正の時期と考えますけれども、最後に市長の見解をお聞きします。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

今、やり取りを真剣に聞かせていただきました。なかなか厳しいやり取りがあったんですけど、私も今までこれについて真剣に検討することはなかったんですけど、今のいろんなやり取りを見て、何か一つ風穴が開けるのかなと、そんな感じがしていますから、今後、勉強しながら検討していきたいと思っています。

どういう形で検討するかというのは、どういうことができるかとか、県のほうに知合いがいますので、そのことも含めてやってみたいと思っています。できないできないではよくないから、いろんな形でこれも含めてですね。前回も議会でこういう議論があったんですけど、時間がないのもありましたけど、あまりそれに真剣に対応していなかったんですけど、少しずつ私自身も理解ができて、できるところがあるかどうか勉強させていただきたいと思っています。ぜひ西田議員にもいろいろ動いてもらいたい、紹介しますから。そういったことを打ち合わせながら勉強会をしていきたいと思っています。

本当にうちの課長が言いましたように、非常に難しい問題があるんですよね。しかしながら、何か努力をすればできるのかなというような感じというか、感覚ですね、そんなのが少し醸成されているのかなという気がしています。ぜひ勉強させていただいて、私の答えにさせていただきたいと思います。

ぜひこれを取り組んで何らかの道筋ができればそれでいいと思いますから、今後とも西田議員におかれましてはこのことをもっと深く掘り下げて勉強していただいて、一緒に何かできないかを考えていきたいと思っていますから、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

市長、ありがとうございました。

まず、都市計画マスタープランですね。これも委員会をつくって、そこでまた議論とかいろいろあると思います。ですから、その中身の一つとして、こういう企業誘致であるとか、場所の選定とか、規模とか、農村産業法を使うとか、それも一つの方法だと思っていますので、ぜひ都市計画マスタープランの改正、まず、そこの検討からよろしければお願いしたいと思います。

○議長（永島 守）

鶴企業誘致推進室長。

**○企業誘致推進室長（鶴 恭太）**

すみません、先ほど農産法についての表現がございました。まさに農業振興地域の集团的農地の中央部という言い方はされておらないという表現をなされましたけれども、国の基本方針の中にはきちんとそれが明記されております。

また、さきの9月議会における西田議員の一般質問においてもお答えしましたように、農業振興地域にあっては、中央部においては農産法を用いたとしてもその開発は困難であると考えております。

また、議員が先ほど言われました大牟田市の開発にあっては農産法を活用されていることについては承知をしております。ただ、議員が言われますとおり、そこは大牟田駅に隣接したところの開発でありまして、農業振興地域における集团的農地の中央部ではないものと考えております。

また、昨日から「大川の駅」の事業の議論がなされておるところですけれども、今まさに「大川の駅」につきましては検証委員会による検証がなされているところでございます、その跡地の利活用についてはまだ何ら示されていないところでございます。

そうした本市特有の状況下において、新たにまた別のところにそういった大きいプロジェクトというのはなかなか困難ではなかろうかというふうに思うところです。それは市民の方もそうですが、国、県の支援、補助金、それから、農地に当たっては除外、転用、そういったものも非常に厳しいものではないかというふうに思っております。

ただ、じゃ、何もしなくていいのかと、そういうことではなくて、企業誘致に当たりましては、議員が思っておられる開発というところまではいかないかもしれませんが、農業振興の中央部ではなく、農業振興地域の際、それから、端のほうから個別に進出する企業に対する支援に努めまして、企業の誘致と、また、沿線のにぎわいに努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

**○議長（永島 守）**

西田議員、どうぞ。

**○4番（西田 学）**

ありがとうございます。

中央部という記述がないということをおし上げたつもりです。それから、スピード感

を持って、やはり同時進行でやっていかなくちやいけない。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

今企業誘致の担当課が申しましたようにそういう課題はあります。西田議員も御存じと思うんですけど、まだ解決していない部分がありますから。しかし、勉強だけはしていきたいと、いろんな情報を収集しながら勉強だけはしていきたいというふうに思います。これは本当にすぐできることじゃない、5年、10年かかることですから、勉強だけはしていきたいなと。そして、いろんな人と話し合いをしながらやっていきたいと思っていますから、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

分かりました。ありがとうございます。

二つ目の質問、さくらねこ活動についてお聞きをします。

9月の一般質問で保護犬猫活動についてお聞きをしました。そのときは最初に、ふれあいの家で実施されている犬や猫の譲渡会を紹介し、次に、地域猫の実情とそれに対する県や市の取組などを質問いたしました。そして最後に、さくらねこ活動の現状と活動されている市民の思いを述べさせていただきました。

それで今回は、さくらねこ活動の課題に対する解決策を中心にお聞きしたいと思います。

まず、行政が費用を持ってくれる不妊手術手当の一月の行政枠を教えてください。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

お答えいたします。

行政枠につきましては毎月決まった枠数ではございません。令和6年度に公益財団法人どうぶつ基金から行政枠として配付された不妊手術無料チケットの枚数につきましては95枚で、平均しますと一月約8枚でございます。

以上でございます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

ありがとうございます。私は毎月決まっているかなと実は思っていたんですけど、行政枠は年間95枚ですね。

じゃ、これは4月から始まってそれで使い切りというか、95枚が終わったら、例えば、2月、3月は無理ですよということでしょうか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

まず申込みがございますので、その申込みの数がありますが、枠が後で決まりますので、その分につきましては、申込枚数によって、この方が何枚、10枚程度申し込まれる方もいらっしゃると思いますので、皆さんに行き届くように均等に分配しているところでございます。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

次の質問で一月の需要数は分かりますかという質問を通告しておりましたけれども、それではまず、いきなり捕獲してそれでお願いに来るんじゃなくて、行政枠のお願いに来るんじゃなくて、事前に申込みというか、先ほど言いました10匹なら10匹、いつ頃要望したいと、決行したいという相談があって、それから——年間の95枚というのは、タイミングとその枚数がよく分からんとですけど。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

ちなみに申し上げますと、令和6年4月は申請が25で、大川市に来た配付枚数というのが5枚ですので、結局20をお断りといいますか、5枚分実施するという、それが毎月ございまして、その数が4月は5枚、5月は8枚、6月は8枚と、そういうふうにより毎月数字が変わりますので、それにつきまして、申請頭数におきまして皆さんに行き渡るように分配をしてい

るところでございます。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

おおよそ分かったんですけども、例えば、4月に20枚が断られたと。その方がまた断られた時点で次を申し込むと。そして、結果的に8枚、8枚という許可というか、枚数を頂いて配付したということによろしいですか。もちろん追加の方もいらっしゃると思いますが、新しい方。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

議員おっしゃられるとおりに、翌月にまた申請にいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

それでは、先ほど一月の需要数は分かりますかと言いましたけど、何回も申込みに来られると、何回も重複しますので分からないかと思いますが、いずれにしても、毎月、要望数は応えられていないんですよね。そういうことはありますね、毎月、結果として。分かりました。

じゃ、枚数が95枚として、おおよその需要は重複は別としてどれぐらいあるか、分かりますか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

令和6年度の要望数につきましては178頭分、月平均しますと約15頭分となります。

以上でございます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

ありがとうございました。多分おおよそしか分からないだろうと。この数字だけ見ると、半分ぐらいが理解を得てされているのかなと思います。そういえば、市民の方から、いや、俺は自費でしよるよという方も実際聞きます。

それでは、これは要望になりますけど、不妊手術手当の行政枠を増やすということは市ではできないのでしょうか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

このさくらねこ活動につきましては、公益財団法人どうぶつ基金のほうの行政枠をいただいておりますので、現在、市として予算を組んでやっている事業ではございません。

以上でございます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

分かりました。

次に、避妊手術をしたときに妊娠していたということが分かった場合、このときの対応、それから、支払いというか、その金銭はどういう扱いになるのでしょうか。支払いです。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

避妊手術時に妊娠していた場合につきましては墮胎を行いまして、墮胎した胎児につきましてはチケット使用者が引き取って自己の責任において埋葬、火葬、供養などを行っていただいております。

墮胎の費用につきましては、チケット使用者の場合は無料で、自費の場合は1万1千円となっております。

以上でございます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

分かりました。個人ですれば、雌の場合は2万円、雄が1万円だったですかね。それプラス随胎費用がかかってしまうと。それも手当がある場合は無料、ただ、個人ですれば、捕獲した場合、そこまで個人の人が多分分からないだろう。けど、ボランティアで優しい方がしたので、埋葬までしてあるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、捕獲器のほうに行きます。

捕獲器の数は大川市は幾つありますか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

大川市の捕獲器の数につきましては8基ございまして、令和6年度におきましては一月の捕獲器の貸出要望数につきましては8基となっております。

以上でございます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

これは通告しておりませんでした。今ちょっと思ったんですけれども、捕獲器の貸出期間とか、例えば、二、三日とか1週間とか、何かそういう期限があるんですか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

決まった期間はございませんが、ある一定期間を過ぎましたら、借りられた方がお返しに来られます。

以上でございます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

この捕獲器の価格はおよそ幾らぐらいしますか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

約8千円から1万2千円程度でございます。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

これは市の自費で購入して持っているんですか。すみません、これも通告していなかった。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

環境課のほうで保有しております。

以上でございます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

保有はそうだと思います。購入したときは市の予算ですか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

市のほうで購入しておると思いますが、詳しいところは、時間がたっておりますので、申し訳ございません。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

すみません、通告しておりませんでした。

そんなに高くないなら、1万円前後であれば、捕獲器をもう少し増やしてもらえないかなというふうに思います。

それから、大川市の動物病院の数は幾つありますでしょうか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

動物病院の数につきましては、酒見にございます大川動物病院の1施設でございます。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

9月議会で、避妊手術をお願いするときに、たしか大木町とか柳川市だったと、大川ではできないということを述べました。この一つの大川の動物病院、名前を知っておりますけど言いませんけど、そこはたしか経営者が替わられていますけど、またそこら辺の相談というか、できますでしょうか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

大川の動物病院では不妊と去勢手術のほうを行っておられますが、費用がかかります。その費用につきましては、雄が1万1千円、雌が1万9,800円とのことでございます。

ただ、大川の動物病院につきましては、さくらねこ活動のどうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業の協力病院として登録されておられないために、無料チケットを使用して不妊手術をすることはできません。

以上でございます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

それでは、これはこちらがお願いに行くとかじゃなくて登録制度みたいで、向こうが登録されていないという認識でよろしいですか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

じゃ、その院長先生が登録したいなど、もしかしたら知らない——知ってあっですね、プロですから。分かりました。

9月議会の後、市民の方より、佐賀県のみやき町がいい活動をしていると教えていただきました。電話でみやき町にお聞きしたところ、保護猫活動はやっていないけれども、地域猫活動、打合せをしておりましたら、いわゆるさくらねこ活動ということですよ、さくらねこ活動はしているということでした。

このみやき町の内容としましては、二つのボランティア団体、大川にはこういうボランティア団体がないと9月議会でお話ししたような気がします。二つのボランティア団体と一緒にさくらねこ活動の充実が図られているというように感じました。一代限りの命を全うさせたいという思いは我々と一緒でした。そういう言葉もいただきました。

最後の質問になります。

例えば、大川市を離れた方々がふるさと大川市を思ってふるさと納税をされるとしたら、美しくて優しい大川市を想像されるのではないのでしょうか。果たして大川市の現状は美しいのでしょうか、優しいのでしょうか。ふるさと納税の恩恵を受けている私たちには、大川市の環境を守り、さらによくする義務があります。私はふるさと納税の使用目的に、さくらねこ活動などを含む保護犬猫活動などの環境を加えるべきだと思います。

最後に、市長の見解をお願いいたします。

○議長（永島 守）

龍総務課長。

○総務課長（龍 健司）

総務課ですが、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと寄附金の使い道につきましては、大川市ふるさと基金条例に定める活用目的に合った事業だと認めることができれば、新たに追加する必要もなく、現行の条例の中で

の対応は可能だと考えております。

ですが、実際にふるさと寄附金を充当する際には、今のところ、市として特に力を入れている事業を中心に行っているということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（永島 守）

西田議員。

○4番（西田 学）

考え方はよく分かりました。

今、ふるさと基金はどれぐらい、二十五、六億円ありますか。もちろん無駄遣いはしてはいけません。ただ、先ほど言いますように、捕獲器が1万円前後とか、手術代は県の基金のほうからかもしれませんけど、環境であるとか、そういう心の部分にもう少しお金を使ってほしいなど。ふるさと基金というのは、もともとそういう気持ちで寄附される方もいっぱいいらっしゃると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（永島 守）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は11時10分です。よろしく願いいたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、6番永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）（登壇）

皆さんこんにちは。永島幸夫でございます。

私の質問は二つございまして、一つは低所得者皆さんに対する物価対策について、二つ目は市長の政策についての質問をいたします。

その前に、関連づけていろいろお話ししますけれども、市民の方より、買物に行って、以前は5千円でたくさん買えた。今は1万円を持っていかんと買えないと悔やんでおられます。

そこで、本年11月29日、西日本新聞報道によれば、物価高対策として、市に住民登録をしている18歳以下の子ども1人当たり8千円の子育て世帯生活支援給付金を支給する。給付は所得制限を設けない。定例会で可決されれば、来年2月以降に児童手当の支給登録のある口座に振り込む。登録のない世帯には文書などで周知して支給する。支給対象は約4,000人。財源は国の交付金をもって充てるという記事でございました。大変なすばらしい政策ではありませんか。

そこで、保護者有志の方による要望事項がありまして、その文面を読ませていただきます。

昨今の急激な物価高騰により、市民の生活は一層厳しさを増しております。特に、食料品価格の上昇は家計に直結する深刻な問題であり、とりわけ子育て世帯からは、食費が圧迫され、子どもに十分な食事を与えることへの不安が増しているとの声が多く聞かれます。

子どもは地域社会の未来そのものであり、成長段階にある子どもたちに安心して食事ができる環境を整えることは、行政としても最優先で取り組むべき課題と考えます。栄養のある食事は心身の穏やかな発達の基盤であり、そのための家計支援は子どもたちの学びや健全な成長を支えることとなります。

こうした観点から、子育て世帯に対する実効性のある生活支援策としてのお米は、日本人の主食であり、安定した食生活を支える基盤であります。家計負担を軽減するとともに、子どもたちの食の確保につながります。

そこで、低所得者皆さんに対する物価対策、また、高齢者の皆さんに対する物価対策、これについて市長の答弁を求めます。

2番目の市長の政策については、質問席にて質問いたします。

**○議長（永島 守）**

市長。

**○市長（江藤義行）（登壇）**

今回、市民の方から要望書を受け取りました。2,000弱、1,900前後だったと思います。しっかりと受け取りました。本当に市民の皆様にはお礼を申したいと思います。この要望書を真摯に受け止めて、今回、永島議員が発言されましたように、すごく私も必要性を感じております。なるべく早くやりたいということを思っています。その内容につきましては、現在、御承知のように、国でもいろいろ議論されております。全国展開も想定される事業でございまして。

本市におきましても同趣旨の事業の実施を検討しているところでございますが、当該事業につきましては、本議会において所管の委員会に付託される議案第75号 令和7年度大川市一般会計補正予算に含まれております。

このため、詳細を申し上げますと事前審査に該当するおそれがございますので、現時点では具体的な答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

要望書につきましては、新聞報道がなされておりますが、同様の理由により答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（永島 守）**

永島幸夫議員。

**○6番（永島幸夫）**

それでは、低所得者の皆さんに対する物価対策について、これは担当課長から何か答弁できますでしょうか。低所得者に対する物価対策。

**○議長（永島 守）**

答えられますか。古賀企画課長。

**○企画課長（古賀章子）**

すみません、通告外でございましたので答弁を用意してございませんが、今後、国のほうから物価高騰対策の交付金が下りてまいと思いますので、その中でこういった支援ができるのか検討していくことになるかと思っております。

以上です。

**○議長（永島 守）**

永島幸夫議員。

**○6番（永島幸夫）**

いや、この低所得者の関係は通告を出しておりましたけど、その内容はできませんでしたかね。そうですか。分かりました。ちょっと惜しいですね。

現状としましては、子どもたちの関係は非常にいい方向に進んでいると思っております。けれども、よく言われるのは、大川のほうは高齢者の方が非常に増えておりますけれども、高齢者の方にも、何か自分たちもいいお話はないものかと、よくその話を聞かれるもんですから、あえてそれを質問いたしました。

それでは、内容としましては2番目の市長の政策についてでございますが、給食費の無償

化、2番目に医療費の無償化、これでございます。

まず、給食費の無償化につきまして、いつ頃から通知年月日、それから対象年齢、それから要望、意見などがあっておるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（永島 守）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝）

お答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、小・中学校に通学する児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図ることを目的に、本年10月より実施をいたしております。

年齢とおっしゃられましたから、対象となる児童・生徒数をお答えさせていただきます。小学生は1,018人、中学生488人、合計1,506人であります。

また、学校給食費無償化について何か要望などがあったかについてですが、保護者より必要な申請書類を学校を通じて提出いただきましたが、そういった中でも、現在までに無償化に関しての要望や御意見などについては特段いただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

懸念しているのは、無償化になったばかりに献立が悪くなったとか、そういうお話はあっていませんか。

○議長（永島 守）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝）

9月議会でも内藤議員の御質問にお答えしておりますが、質の低下はないように、物価上昇分については国の交付金を活用して、きちんと質を落とさずに給食を提供しております。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

給食費の関係ですけど、これは年間契約をしているわけですか。業者との関係は。

○議長（永島 守）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝）

5年間の委託契約をしております。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

5年間の契約になっているから非常に長い期間ですけれども、やはり業者の方も仕入価格の高騰とか、生産者から、業者からの買取りで値段もたくさん上がってきておりますから、同じ値段でそれは動いているわけですか。

○議長（永島 守）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝）

申し訳ございません。調理業者を5年間とってお答えしましたので、食材費の購入に關しましては、時価のものもありますし、お米などは年度当初に契約した値段で1年間通して納入いただくというような形になっております。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫委員。

○6番（永島幸夫）

調理業者の関係と納入業者は違うということですね。

○議長（永島 守）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝）

そのとおりでございます。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

そしたら、影響があるのは納入業者のほうが影響ありますか、それとも調理業者のほうが影響ありますか。

○議長（永島 守）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝）

どちらも今の物価高は影響はあるということでもあります。人件費にしても高騰しておりますので。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

それも5年間の契約ということでしょう。5年間の。そしたら不満が出ていませんか。とてもやっていけませんとか。

○議長（永島 守）

添田学校教育課長、分かるようにちゃんと説明してあげてください。

○学校教育課長（添田宗孝）

5年間の中で、物価高騰とかで最初の当初契約より契約金額がずれてしまった場合は、議会に補正予算等を上げて、昨年も人件費高騰分とか物価高騰分の上乗せで、また契約を再契約しております。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

いや、物価高騰は収まる心配がございませんから、これは毎年毎年増えていくんじゃないかと思っております。

この関係を質問するに至っては、業者の方からいろんな話を聞いておりました。もうとてもやっていけんばいと。大川市の財政関係いろいろあるけれども、俺たちの業者がもう潰れるばいというふうな話をよくお聞きするものですから、あえてその質問をしたわけです。

今後、こういうふうな業者関係で値上げに関しては、いろいろなお話があつておると思いますが、先行きはどんなふうになっておりますか。

○議長（永島 守）

添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝）

お米などは福岡県の学校給食会のほうと契約しております。

だから、議員がおっしゃられる業者さんが市の学校給食の食材を納入されている方なのかというのをちょっとお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

いや、食材の関係は地元の方もおらっしゃるけれども、よそからの方もいらっしゃいます。

それで、私がそういうことをなぜ聞きよるかという、よその地域の方、大川市以外の方の話もよく出るわけですよ。とにかく卵にしろ、値段が上がってきておりますと。まして、鳥インフルエンザの関係もありましたけど、卵の値段も高騰高騰していて、とても納める内容じゃないということでお聞きしているものだから、あえてその質問をしているわけです。

その跳ねっ返りが、無償化になったけれども、保護者の方に影響せんだらうかと。要するに、どうしても自己負担が必要ではないでしょうかという懸念を心配されておるわけです。その点どうでしょうか。

○議長（永島 守）

添田学校教育課長、御理解いただくように、ちょっと時間はかかりますけど、説明してあげてください。

○学校教育課長（添田宗孝）

無償化は保護者負担分を、小学校でいえば4,300円、無償化の分を市のほうで負担しております。その分で物価高騰分が賄えませんので、物価高騰した約1千円近く、900円ぐらいの部分はまた国の交付金を活用して市のほうから食材費に充てておりますので、質が落ちることもありませんし、業者に対しても、時価で購入する野菜類とか肉類とかは業者が言われる金額をきちんと払っておりますので、そこは問題ないと思っております。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

何ら心配は要らんということですね。分かりました。

それでは、医療費の無償化についてお尋ねいたします。

これはいつから開始しているのか。対象年齢、対象学校関係の説明をお願いいたします。

○議長（永島 守）

龍市民課長。

○市民課長（龍 るり子）

お答えいたします。

子ども医療費の中学生までの無償化につきましては、本年3月定例会市議会において、乳幼児から中学生までの医療費を自己負担なしとする大川市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定し、10月1日より施行いたしております。

対象人数につきましては、10月末現在で3,012人です。

内訳といたしましては、3歳未満のお子様が440人、3歳以上、就学前のお子様が651人、小学生1,261人、中学生660人となっております。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

今、人数をお聞きしました。

これはどうでしょうか。診療箇所、病院、医院、これは全国どこでも通用するわけですか。

○議長（永島 守）

龍市民課長。

○市民課長（龍 るり子）

お答えいたします。

県内でかかれた分は無料で、県外の場合は一旦お支払いいただいて、後で精算になります。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

福岡県内のほうは無償でそのまま通用するけれども、県外、ここら辺でいったら佐賀の好生館、佐賀医大とかに行かれる方が多いですけども、そういうとは一時立替えということになるわけですか。

○議長（永島 守）

龍市民課長。

○市民課長（龍 るり子）

そのとおりでございます。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

そうすると、健康保険の関係じゃなくて、一時立替えといったら10割負担ということですか。

○議長（永島 守）

龍市民課長。

○市民課長（龍 るり子）

お答えいたします。

国民健康保険とか社会保険に入っておりますので、それで3割ないし2割負担をまず払っていただいて、それを後で市役所で手続していただいて自己負担分をお返しするという事になっております。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

そしたら、医療費無償化の関係の保険証というとは、どんなふうなやつがあるわけですか。保険証みたいなやつが別にあるわけですか。

○議長（永島 守）

龍市民課長。

**○市民課長（龍 るり子）**

大川市の子ども医療証につきましては、縦が128ミリ、横が91ミリのB 7サイズの紙の用紙になっております。こちらの表のほうに有効期間ですとか受給者の方の住所や氏名を書いておきまして、裏面に注意事項を書いております。

ちょっと言わせていただくと、大川市が子育てに優しいまちということをPRするために、裏面にはイメージキャラクターのモッカくとモクミちゃんのイメージを入れております。

以上です。

**○議長（永島 守）**

永島幸夫議員。

**○6番（永島幸夫）**

それは10月1日からですけど、皆さんに配付済みですか。

**○議長（永島 守）**

龍市民課長。

**○市民課長（龍 るり子）**

10月1日からの開始分につきましては、9月中旬以降に、対象になる方全てに郵送で医療証をお送りしております。10月1日以降に出生ですとか転入ですとか新しく対象になられた方につきましては、窓口で手続きをいただいて、システムの都合上、その場で発行できませんので、後日受け取りに来られるか、御希望であれば御自宅のほうに郵送で医療証をお送りしております。

以上です。

**○議長（永島 守）**

永島幸夫議員。

**○6番（永島幸夫）**

非常に内容的にはすばらしいこととっております。とにかく病気しないように、けがのないようにしなければなりませんけれども、大川市民になられた以上は、もし病気とかけががあれば、医療費無償化の概念として、すごくうれしい支給内容とっております。とにかく子どもさんたちが、大川市の場合はずくずく育つという気持ちを持っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

今日は簡単に終わりましたが、これで私の質問を終わります。

○議長（永島 守）

御苦労さまでございました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻につきましては13時ちょうどといたしたいと思います。よろしく願いをしておきます。

午前11時34分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

なお、午前中、私の椅子の座り方が悪いと御指摘をいただきましたので、できるだけきちんと座ってやらせていただきます。

午後眠くなるかと思えますけれども、議員の皆さんも居眠りがないように、また指摘をいただくかもしれませんけれども、ちょっと腰が弱いもので、できるだけきちんとしてやらせていただきます。

それでは次に、11番川野栄美子議員。

○11番（川野栄美子）（登壇）

皆様こんにちは。昼から一般質問に立っています川野栄美子でございます。今日、私が一般質問いたします内容は、大変多才と言われました才能を持っています久留米の最後の御用絵師でありました三谷有信に光を当てて大川市のまちづくりに活かそうという内容の質問であります。

三谷有信がこの大川市とどういうふうにつながっているのかということで、なかなかこの名前を聞いて、この人が何で宝になるんだろうかとお思いの方がたくさんいらっしゃると思いますので、まずもって三谷有信につきまして少し御説明をしたいと思います。

三谷有信は、江戸の終わり、天保13年、久留米市荘島町に生まれています。久留米藩御用絵師の家で育ちます。17歳で江戸に出て、狩野勝川先生の院に入門します。狩野派の教育法は、画力を身につけることを重視しています。つまり、観察力、表現力に学びの技術を上げていく方法であります。三谷有信はしっかり学び、20歳で見事、狩野姓の免許を得ています。名前を狩野勝沢と呼ぶようになります。

これからお見せいたしますポスターは、11月、清力美術館で三谷有信展があっただけの頃のものであります。（ポスターを示す）今日はポスターをわざわざちょっと大きく貼って皆様方に見せております。

17歳で彦根屏風図を模写、見て描くわけですね。そして、17歳で勉強したものがこの絵です。彦根屏風の中のものの一つです。こういうふうには赤字で多才と書いてあります。多くの学びを、いろいろなものを勉強しているわけですね。

この狩野派が書いたものですが、どのような絵を特徴と捉えて狩野派がしているのか。これが宝の一つですけど、表現の技術と構造は平面的な表現が主体、すらっとしているわけですね、平面的に。はっきりとした輪線を描く。このところの着物の姿とか頭とかははっきりしているでしょう、ぼやっとしていない。これが狩野派の特徴であります。余白を生かした構図。白のところは、ここに犬がいますけど、あとは何もいない。この空白を非常に上手に取っているということでもあります。

描く題材は、主に風景、人物、花鳥風月、日本の自然や文化が多く取り上げられています。写実性を——やっぱり表現の自由ですので、写真のように1から10まで描くんじゃなくて、少し想像性も含めて描くということが特徴です。影がない。それから、色調が濃厚ではない。赤、黒というふうにはっきりしていない。見てください。少しぼやっとしているようなふうな感じ。これが特徴であります。

狩野画風といいまして、主に中国の水墨画、プラスに日本の大和絵、これを融合したものが狩野派の絵の特徴であります。武家好みに合った力強いようなものの作品が大変多いということ。それから、装飾性のある画風に備えているということです。江戸に出たときの作品が今でも残っている。これを見まして私も、三谷有信の展示が清力美術館であっただけの頃、色も本当に鮮やかで、あんな江戸時代に行って描いた練習の画が今でも残っている。古くても色あせないということを再発見しました。これはすごいなということでもあります。ありがとうございました。

じゃ、多才というのはどういうふうなものを三谷有信はしたのかということもちょっと御紹介したいと思います。なぜならば、大川市で三谷有信を知っている人といっても、ほとんどが知らない。えっ、そういう方がいらっしゃるんですかというぐらいな感じですので、多才についてもちょっと御説明したほうがいいだろうと思います。

一つは芸術家、今のように絵を描く。御用絵師というのは、その付近の浮世絵とかそんな

を描く者でなく、位が非常に高い。殿様と直結して描くんだから位が非常に高いわけです。だから、一流の芸術者ですね。それが三谷有信であります。

それから、江戸から明治に変わりました。そしたら、江戸にいろいろ殿様に仕えていた者はみんな仕事がなくなります。そこで、三谷有信は長崎とか東京に行って、今度は日本画じゃなくて西洋画を非常に学んできます。そして、久留米の明善高の助教となって、図画工作というのは今当たり前のようにありますけど、これはもう本当、はしりですね。図画という、その教育を広めるわけです。三谷有信が図画の教育の元祖であります、この人の教えによって福岡県下で図画教育がずっと広まっていくわけです。元祖は誰かといったら三谷有信なわけです。三谷有信が先生をしていたときの教え子に、坂本繁二郎の兄、坂本麟太郎という人がいるんですけど、この方が非常に絵がうまかったそうです。期待もしていたけど、胸の病気にかかって22歳で亡くなってしまいうわけです。だから、弟の坂本繁二郎が今度は明善の先生として生徒に教えるわけです。そのときの教え子に、ブリヂストンタイヤの社長になります石橋正二郎、それから、政治家の石井光次郎、これがそのときの生徒としてここに入るわけであります。

学校教育でどういうふうなものを教えていたのかということ非常に私は興味がありまして、見せるものがちょっと手に入りましたので、せっかくの機会でありますので見せたいと思います。筆で描くこういうふうなもの。（現物を示す）この中に書いてあるのは、大体こっちから言いますけど、明治32年と書いてありますが、新中学校と書いて、こう読むわけですよね。こういうふうなものが——これは教科書ですね。これを筆で教えるわけです。こういうふうなものを作って学校の教材として教えている。来年はうま年ですので、ちょっと馬を試みましょうかね。動物とか、こんなふうな感じのものを描く。（現物を示す）教科書でこういうふうなものを教えていくんです。ですから、どうやって墨をつけて描くのかというふうな感じ。すごく高いレベルのものじゃないだろうかなと思います。私たちは今描けといってもこんなふうな感じには描けないかも分かりません。中学校でこれを教えたということです。教科書です。

それで次に、そういう教育者でしているときに、実は久留米の殿様から三谷有信に、ちょっと来てくれといって、相談があるといって、相談に三谷有信が乗るわけです。何で殿様と三谷がこんなにくっついているのかといったら、御用絵師だったからですね。殿様のものをずっと作るから、ツーツの仲ですね。その中に、久留米の殿様が、実は明治時代に

なって自分に仕えていた武士たちが全部失業して貧困な生活をしている。自分がお金をあげるから、授産施設、赤松社をつくって第1代の社長になってくれというところで、三谷有信はこの第1代の社長になるわけです。そこで、絵師ですから、色とかそういうものは非常に敏感なものがありますので、ここで竹で編んで、それから加工した、今でいう藍胎漆器というのがあるですね、この藍胎漆器を作ってパリの万博に行って非常にこれが評価された。それが今もずっと続いて藍胎漆器があるということです。

でも、実業家でもう一つ、久留米かすりというのがあり、久留米かすりは藍を主体にしますので、藍の色も薄いものから濃いものもあります。だから、三谷は自分の絵を勉強したものをここにも生かして、久留米かすりが最高に美しく見えるように色の選定をしながら指導しています。なかなかこういうのも伝わっていませんけど、こういうような実業家でもあるわけです。

その後、久留米市という市が誕生いたします。そのときに、ぜひ市議会議員に立候補してくれということで、政治家になります。政治家になって、久留米市議会議員の第1代の議長をやったのがこの三谷有信であります。

三谷が政治家になって貢献したものの一つに、筑後川の大水害を政府に陳情に行くわけですね。こんなに災害がありました、こんなにひどいんですよということをして。そのときに、自分の技術を利用して、上流から下流までどんな被害があっているかといって巻物にせずと描くわけです。この付近の地域ではこういうふうになっている、ここは死人が出ている、ここは家が崩れておる、川には馬が流されておるといふようなものをせずと描くわけです。それを巻物にして政府に陳情に行くわけですね。その本物は国土交通省にあります、それをもう一つ作っているのが実は大川にあります。だから、これも大川の宝ではないだろうかと思えます。

では、もう一つは郷土史家。島原の乱というのがありますけど、島原陣取り、その図を、どこに誰が陣を取って船で来たかということ鮮明にしています。三谷有信は御用絵師ですので、大川にとって絵とどういふふうな関係があるのかといいますと、坂本繁二郎と友達が青木繁です。青木繁に、この方も貧困してお金がなかなか得ないものですので、中村家の、今でいう清力美術館ですね。新しく洋館ができたから、ここに絵を描いてくれといって、皆さん御存じの「漁夫晩帰」、あれを描かせたわけです。「漁夫晩帰」の中に、実は三谷有信の孫がここの中に描かれています。ここの中に小さく裸で写っているんです。これが三谷

の孫です。（資料を示す）これが三谷有信の孫であります。

こういうふうには、大川にも非常にいろいろと関係があるんですけど、三谷有信は既に亡くなっていますが、残した粉本、そういう絵が実はたくさん残されて、この大川にあります。これが今も色あせないで宝の山になっているんじゃないだろうかなと思います。江戸で描いたもの、古いですけども、今古いのが価値観が出て非常に光が当たっています。

ここで市長にお尋ねしたいと思います。

久留米で生まれ、久留米で活躍した三谷有信が、なぜ大川市に御用絵師時代の粉本をたくさん残しているのか。これはどういうことなのか。まずは、大川市のつながりについて市長にお尋ねしたいと思います。また、どんな仕事を大川でしていたのかという、この二つをお尋ねしたいと思いますので、分かる範囲で結構でございますので、お答えをお願いしたいと思います。

以上、壇上での質問は終わり、あとは質問席で質問させていただきます。

それでは、市長、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（永島 守）**

市長。

**○市長（江藤義行）（登壇）**

川野議員の御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、三谷有信は江戸時代末期から明治時代にかけて活躍した久留米藩最後の御用絵師として知られ、徳川将軍などに仕えた画家をルーツに持つ狩野姓を二十歳で許されるなど、古くからその才能を認められました。明治維新後は教育者としても活躍し、久留米明善高校で図画教師を務め、日本画に西洋画の要素を取り入れた新しい美術教育を導入しました。

私もこの展示会は見に行きました。若干びっくり、こんな絵があるのかというのは少し衝撃を受けました。

また、県議会や久留米市議会議長など、政治の分野でも多大な功績を残し、実業界においても三瀧銀行の重役を務めるなど、地域の発展に寄与いたしました。

御質問の大川市との関わりについて申し上げますと、清力酒造株式会社社長である中村綱次と画家の青木繁との出会いをはじめ、坂本繁二郎、古賀春江など、近代洋画の礎を築いた作家との交流も有信の存在が大きかったと考えられるようでございます。

三瀧郡三又村に移り住んだ頃には、三谷家に代々伝わる絵画資料——粉本を整理収集し、その保存を信頼の厚かった清力酒造中村家に託しました。この粉本は現在、大川市立清力美術館に約4,600点が所蔵されており、市の指定文化財になっております。

このように、三谷有信は絵師としての才能にとどまらず、教育、政治、実業、文化の各分野で地域に多大な貢献を果たした人物であり、大川市にとっても誇るべき歴史的な存在であるというふうに考えております。

人口減少や少子高齢化、基幹産業の低迷といった行政課題が山積する中、本市の重要施策である大川Rebuilding（リビルディング）事業では、関係人口及び交流人口の拡大や地域の稼ぐ力の創出を通じて、シビックプライドの醸成やまちのブランドイメージの向上を目指しております。

歴史的建造物を活用した清力美術館は、芸術作品の展示空間としての魅力を備え、これまで本市と接点のなかった層との新たなタッチポイントとなることが期待されます。

今後とも郷土の誇りである文化的資産を最大限に生かしながら、文化と産業を融合させたストーリー性のある取組を展開することで、基幹産業の振興はもとより、地域経済の発展に資するよう努めてまいります。

以上、答弁漏れなどございましたら自席よりお答えいたします。

**○議長（永島 守）**

川野議員。

**○11番（川野栄美子）**

お答えいただきましたけれども、三谷家と、三谷有信と大川に来た原因は、やはり中村綱次のところに三谷有信の娘がお嫁に行くというところだから、親戚関係になるということですね。これが一番の大川に来た原因の一つじゃないだろうか。

それともう一つ、中村家は本家と、それから分かれの——これちょっとしますと、ここに中村和三郎というのがいますけれども、この中村和三郎というのは、新宅になって分かれていますが、実はあそこはずっと養子が続いていますけれども、このところ、和三郎が本当の清力に近い者ですけれども、こちらが本家ですね、中村綱次。そして、中村タケヨが三谷有信の娘です。結婚します。実は、本当の子どもが中村和三郎ですけれども、このときにもう中村綱次を養子にするということになっていましたので、こっちが新宅になっている。こっちのほうが中村家に血が近い、両方ともこれは違うわけですね。昔は自分のとこ

ろに子どもが生まれても、この養子がいいということだったら、養子を主にとって家を栄えさせたというから、そういうことだと。その中の、中村和三郎に娘がずっと生まれます。その中のカツノというのを三谷有信の息子が嫁としてもらうから、お互いに交換するような感じで、非常に親戚といっても濃い親戚になるということでもあります。

そういうところから、自分が持っていた粉本をここの大川のところに、中村家のほうに持ってきたわけです。そこで保管をして、後に大川市に寄贈になるわけですけど、そういうことです。

三谷有信は、この大川にしたいものが一つあって仕事で来ています。何の仕事をしたいかといいましたら、果樹園をしたかったというところから、市役所に勤めていた野口さんという人が鐘ヶ江にいらっしゃいますが、あの後ろのほうが空いています。あの付近のところに果樹園をつくってしたいということです。ここでしたのは、桃とか梨とか、そういうふうなものを作りたいというふうな感じのものがありません。

三谷有信はここに来て、政治家は引退していますけれども、そういう果樹園をして、諦めなかったのが、絵を描いたり教えたりするのは本当に最後までやっています。あそこの展示会のところにありましたけど、川喜田半泥子という人がいて、この方も焼き物をしたり、三重県の中のそういうような文化人でありましてけれども、この人のところが、わざわざ三谷に日本画を教えてくださいということですので、ただ、ここに、大川にいたけれども、向こうまで行って教えるというところで、この方がやっぱりじっとしていたわけではなしに、いろんなところで影響を与えたということでもあります。この方の御親戚の方が、三谷有信の展示会があるということですから東京からわざわざ来られて、三谷有信のあれを見て、自分の御先祖様はこういうふうなものを描いて残しているといっただけで感動してお帰りになったということですので、分からなかったら何も分かりませんが、皆さんが分かってくると、これは大したものだ、宝の山だということが分かって、だから、これをもっと深く勉強していったらいいんじゃないかなと思います。

市長は御覧になったというところでありましてけれども、感想としてどんなふうな感じをお持ちでしたか。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

こういう絵師がおったんだということは、1階から2階までずっと見て回って、へえと、びっくりしました。そして、4,600点もあるというのは、どこに置いてあるのかなと思ってちょっとびっくりしています。

今日の議会は川野議員の歴史の勉強会みたいな格好になってしまったですね。こういう議会も穏やかになっていいのかなという気もしていますが、川野議員の今持たれている知識をやっぱりいろんなところで発表されて、それから、市のほうでもその知識を共有できたらというふうに思っております。ありがとうございました。

**○議長（永島 守）**

川野議員。

**○11番（川野栄美子）**

今度は担当課にお尋ねいたします。

この御用絵師としての仕事の長所とか短所、どういうところが長所で短所であるかということをもしお調べになっておりますならば、ぜひ皆さんにお知らせしていただきたいと思えます。

**○議長（永島 守）**

永島生涯学習課長。

**○生涯学習課長（永島潤一）**

通告では御用絵師の作品に関する、その評価とか欠点ということでお受けしておりますので、その視点からお答えをさせていただきます。

御用絵師の作品は、単なる美術作品にとどまらず、日本の歴史、文化、政治を映し出す貴重な歴史資料として非常に高い価値を有しております。

当時の政治体制や社会構造、それから、文化的価値観を視覚的に伝える時代の公式記録としての役割のほか、高度な技術と様式の継承や地域の歴史や美意識を今に伝えるものであり、地方文化の継承と研究にも重要な手がかりとなっております。

一方、自由な表現よりも格式や儀礼を重んじる傾向が強かったことから、形式的な模写や伝統の踏襲の重視による革新性、それから、地方の絵師たちの活動や独自の表現への理解に乏しいなどの欠点が指摘されているところでございます。

以上でございます。

**○議長（永島 守）**

川野議員。

○11番（川野栄美子）

ありがとうございました。

今、三谷有信が残した粉本は4,600点と市長はお答えになりましたが、三谷有信の作品だけはどれぐらいありますか。

○議長（永島 守）

永島生涯学習課長。

○生涯学習課長（永島潤一）

お答えいたします。

三谷有信の作品に関しましては、211点ということで承知いたしております。

以上です。

○議長（永島 守）

川野議員。

○11番（川野栄美子）

4,600点の中に211点あるということですね。三谷の作品だけでは200点もあるということですね。市長、この粉本は大事ですので、今しているところはこの大川になくて柳川の古文書館に預けておりますので、あそこからするということですね。古文書館にあるということです。要るものだけをこっちに持ってきてすると。これも一番最初のときに前の教育長さんが、これだけあるからこれを大事にせにゃいかんというところで県に相談して、県の館であります柳川の古文書館に、ぜひあちらのほうに、大事なものだから、温度管理とかそういうものがあるから預けてとってくれということで承知して、いまだにこれが続いております。

それと、これは市長にお尋ねいたしますけど、三谷有信がこれだけの練習した粉本があるでしょう。これをやっぱり知らない大川市民にぜひ知らせたいと思うんですよ。どこに知らせた方がいいかなんと思っいろいろちょっと私も考えましたが、今ちょうど私は隣組長をしています。隣部長に市報があるですね。市報を見ますとお知らせが多くて、お知らせお知らせばかりで、この中に昔はコラムとかいろんなものがあって、何かほっとするものがありました。じゃ、この市報の中に——4,600点あるんですよ。三谷有信も200点ぐらいある。ずっと掲載して、こういうお宝がこの大川にもあるんですよというふうに、まずは知らせるために市報の中に御紹介して載せたらどうだろうかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（永島 守）

山口人事秘書課長。

○人事秘書課長（山口 馨）

議員から御提案いただきましたことについては検討していきたいと思えます。いずれにしましても、市報の紙面充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永島 守）

川野議員。

○11番（川野栄美子）

では、よろしく願いしておきます。こういうものがあるということを知らせたら、ほとんど知らないだろうと思えますので、興味を持って、やっぱり大川の宝としてありますから、皆さん知ったら喜ばれるんじゃないだろうかなと思えます。

次は、これが今は文化的なものですけど、この粉本を少し経済的な資源にしたらどうだろうかなと思っています。

今、アニメというのが非常に流行していますけど、こういうふうなものに何かできないだろうかなと思っていますけど、担当課長、いかがでしょうか。

○議長（永島 守）

永島生涯学習課長。

○生涯学習課長（永島潤一）

アニメ等ということで御提案ありがとうございます。

本市に所蔵しております粉本などの絵画資料を現代的なコンテンツへ活用する手法の一つとして、大変興味深く拝聴いたしました。また、若い世代が地域の歴史や文化を学び、さらに次世代へと継承していく社会教育の観点からも可能性を感じているところでございます。

御提案の経営資源としての活用に当たりましては、まず、需要やニーズを的確に把握することが前提と考えております。利用者層や市場を見極めた上で効果的な展開を図ることにより、受け継いできた地域資源の継承につながるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永島 守）

川野議員。

**○11番（川野栄美子）**

ありがとうございます。あそこの清力美術館の館長が、自分はここの館長として、やっぱりこういうような絵と、それから、文化と福祉をつなげたものが何かできないものだろうかかなといつも思うとおっしゃるわけですね。福祉と文化をつなげるアートセラピー、そういうふうなものもこれから考えられるんじゃないだろうかかなと思います。

だから、清力美術館がそういうところまでされなかったら、福祉と文化がどのような融合をもつてうまくいくのかというような研究でもされたら本当に面白いんじゃないだろうかかなと言われていますが、この点についてどうお考えでしょうか。

**○議長（永島 守）**

永島生涯学習課長。

**○生涯学習課長（永島潤一）**

議員御案内のとおり、近年、国内外で博物館浴や、それから、アートセラピーといった取組が注目されておりまして、博物館での鑑賞体験が自律神経の改善やリラックス効果をもたらすことが科学的に示されております。

また、他県では、美術館を活用した地域福祉プロジェクトによりまして、地域住民のウェルビーイングの向上に寄与していると聞き及んでおりますので、本市におきましても広くその可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（永島 守）**

川野議員。

**○11番（川野栄美子）**

ここに木工関係——担当課はいますね。近藤課長、通告はしていませんでしたけど、ここはすばらしいデザインがいっぱいありますが、木工業にもこのデザインとかなんかを十分利用されるんじゃないだろうかかなと思うんですけど、まず、見られたことありますか。

**○議長（永島 守）**

近藤インテリア課長。

**○インテリア課長（近藤大輔）**

質問にお答えいたします。

三谷有信氏につきましては、恥ずかしながら認識不足であり、まだ拝見しておりません。

以上になります。

○議長（永島 守）

川野議員。

○11番（川野栄美子）

市長にお尋ねします。

きれいな鳥とか人物もありますけど、三谷家がしていたのは、徳川のほうの將軍とかいろいろ人の顔を描いたり、水墨画とかいろいろしているわけですよね。大川もやっぱり水墨画とか絵がいっぱいあるから、こういうふうなものを、日本の昔からの伝統のものを伝統ある大川市の木工とコラボしたら世界的にも打って出るようなものができるんじゃないだろうかなど。分かりませんよ、まだ想像してしていますけど。そういうようなものも清力美術館にいろいろ来られますかねと言ったら、木工関係の方はほとんどお越しにならないということではありますが、やはり行ってみて、私はこれはもったいないなと思いますけど、市長としてはどうですか。三谷派の絵と木工とコラボするというふうな感じはとてもいいんじゃないだろうかなと思いますけど、市長としてはどう思われますか。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

川野議員の質問、非常に難しい課題だと思うんですけどね。三谷有信のあの作品群と、それから木工製作がどうつながるかというのは、ちょっとまだ私の範囲では答えられないというかですね。しかしながら、ちょっとまとめましたので朗読させていただきますけど、三谷有信は江戸時代末期から昭和初期にかけて様々な分野で活躍した偉人であり、大川市との関わりについても、晩年を過ごし、粉本が市の指定文化財になるなど、本当に深いものがあるというふうに私は思いました、それは。館長も何か自分でも興奮するぐらいに説明をしていただきました。本当に力の籠もった説明でございました。

また、大川市には筑後川を背景にした歴史的・文化的資産が数多くあるというふうに認識しており、それを生かしながら、基幹産業の振興、地域経済の活性化を図ることが大変重要だというふうに理解をしております。

来年は大川家具発祥500年まで残り10年という節目の年に当たります。これを機に、産業や文化など、様々な分野が連携し、どのように盛り上げていくのかを関係団体の皆様と共に

考え、具体的な取組を進められたら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永島 守）

川野議員。

○11番（川野栄美子）

ありがとうございます。

担当課にお尋ねいたします。

清力美術館で三谷有信展がありました際に、入場者数はどれくらいおいででしょうか。来てありましたか。

○議長（永島 守）

永島生涯学習課長。

○生涯学習課長（永島潤一）

本年10月4日から11月24日の休館日を除く45日間が会期でございましたが、この会期中に555人の方に御入館をいただいております。

御質問にはございませんでしたが、この中から1名の方にアンケートをお答えいただいております。総じて作品の秀逸さに感銘を受けたという感想、それから、細かい描写、色使い、それから、三谷有信という歴史的な絵師が大川にゆかりがあるとは知らなかったと。膨大な資料から三谷有信の足跡を体系立てた展示に感動したと。加えて、清力美術館の存在が誇らしいというようなお答えをいただいております。

以上です。

○議長（永島 守）

川野議員。

○11番（川野栄美子）

ありがとうございました。三谷有信についてそういうような意見があるということは大川にとってはうれしいことですね。これはやはり宝として使う必要があるだろうと思います。

これをまちづくりの中に生かしたらどうかということが一番最初申し上げましたけど、活力のある地域づくり、まちづくりにつけて、大切なことがたくさんあります。こういうことが守れないとやっぱりまちづくりはなかなかうまくいかないということですね。これは、歴史を大切にしない大川市でないとまちづくりとか文化はなかなか推進しない。それから、伝統

や文化、地場産業を大切にするような大川ではないとまちづくりはなかなか難しいということです。地域の魅力を地域で共有する、これはとても大事なことだろうと思います。地域を結ぶ人とそういう人たちをつなげる、これもまちづくりの中でとても大切になります。

それと、よく言われています、高齢者や女性、障がい者を生かす、こういうようなまちづくりでないと、ただ一部だけまちづくりしても長く続かないということでもあります。

共通する課題を協力して解決する大川市でないと、まちづくりはなかなか難しい。訪れた人におもてなしをする、これが私はとても大事じゃないだろうかなと思います。訪れた人におもてなしをする、来た人が、ああ、よかったなというような感じですね。だから、そのおもてなしをする中に笑顔はとても大事なものだ。マクドナルドは、笑顔はゼロ円と書いてあるですね。お金は要りませんよと。笑うことだってゼロ円ですよということでもあります。

ちょっと外れますけど、私は県に行くことが最近多いんですけども、県庁とか吉塚の合同庁舎、そこの中に社会教育課の方が大川の学校教育課のところに用事があるから、川野さん、ちょっと行きたいと思うばってん言っとってくれんかねと言われたけん、来られるそうですよと言いました。その中にして行きましたら、こうおっしゃいました。非常に感じがよくて、自分が言ったことをすぐ理解していただいて、行ったかいがありましたと。川野さん、すばらしいですね、大川の教育委員会学校教育課はとおっしゃっていただきました。そういう話を聞くとやっぱりうれしくなります。その中でもよかったのは、学校教育課のおもてなしの心が非常に伝わったということでもありますので、ちょっと外れましたけど、本当に来られましたか。

○議長（永島 守）

学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝）

2名お見えになりまして、きちんとお話を伺って、また、大川市で取り組めるのであればちょっと検討したいということでお話をしております。

○議長（永島 守）

川野議員。

○11番（川野栄美子）

ありがとうございます。

それから、まちづくりの中に居場所と役割をつくる。居場所がないとやっぱりいけない。

居場所と役割をつくる。これがまちづくりをする中でとても重要になるんじゃないかと。一番最後に、まちづくりは未来への希望を持つ、これが一番のまちづくりの中の、今じゃなくてちょっと先の未来への希望をつくる、そういうようなまちづくりをしていく。それには、やはり学校教育とか社会教育とか生涯学習、これが基礎にないとまちづくりはなかなか難しいものと思います。

今日は後ろに先生もいらっしゃいますけど、社会教育、まちづくりで言いましたけど、その中の社会教育の中でまちづくりは何が一番か。今申し上げましたけど、先生はどれが一番大事とお思いでしょうか。通告していませんけど、お答えにはなるだろうと思います。

**○議長（永島 守）**

松延生涯学習課社会教育主事。

**○生涯学習課社会教育主事（松延 聡）**

先ほどからの質問ですが、まちづくりに必要なのは、やっぱり住民がまちのことを知る。つまり、先ほどから言われたシビックプライドじゃないかなというふうに思います。シビックプライドが醸成されると参画者が増える。参画者が増えることがまちづくりの基盤になるのかなというふうに思います。

以上です。

**○議長（永島 守）**

永島生涯学習課長。

**○生涯学習課長（永島潤一）**

ちょっとお答えになるかどうか分かりませんが、私も三谷有信展に参りまして鑑賞いたしましたので、そういった芸術作品に慣れ親しんでおりませんので、正直難しい部分もありましたけど、細かい描写とか鮮やかな色彩に感銘を受けたところでございます。

加えて申し上げますと、彼の多才な才能が際立った時代背景とか、それから、彼自身の生きざまに深い関心を寄せております。幕末から近代という激動の時代にあって、伝統を重んじながらも新たな表現に挑む姿勢とか、それから教育者、政治家として地域社会に尽力したその精神というのは、まさに専門性を社会に還元するロールモデルと言える存在ではないかと考えております。

地方創生の理念に基づきまして、自治体自らが地域の特性を生かして挑戦し続けることが求められる今日におきまして、郷土に根差した芸術や文化への理解と関心を深めることは、

私たち職員一人ひとりが高い視座を持って諸課題に向き合う姿勢を培い、まちづくりの可能性を広げる原動力になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（永島 守）

川野議員。

○11番（川野栄美子）

しっかり学習していただきまして、しっかりお答えしていただきましてありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

最後の質問をいたします。

いろいろと三谷有信のことにつきましてお話ししてまいりましたが、これはやはり4,600点ぐらいあるこの粉本はまちの宝だろうと思いますが、これをどこにつないでいくのか。私はまず久留米とつなぐ必要があるんじゃないだろうかなと、久留米ですからね。久留米の教育委員会も、その粉本が久留米にあるんだったらいいばってん、何で大川にあるのかというふうな感じで言うぐらい、その粉本が大川にあるというふうなものにやっぱり非常に疑問を持っていたりする人がいるんですけど、うちはちゃんともらっているからちゃんとするんですよということをしっかり言っていかなくちやならないと思いますが、あとは三重県の津とつなぐ。それから、三谷有信は、三瀦銀行、大川で一番最初にできたのは鐘ヶ江銀行ですけども、ここにもやっぱり行きまして、銀行の重役はたくさんしていますので、東京はいっぱい銀行がありますので、この東京の銀行跡で三谷有信展なんかしても私はいいいんじゃないのかなと。

あとは、こういうものを海外の人に見せるということもいいんじゃないだろうかなと思います。市長は、領域を横断する勇気と知恵は今から必要だと思いますけれども、今ちょっと私が久留米とか三重県とか東京とか海外と言いましたけれども、市長、市長はどういうふうな感じで思っているんでしょうか。最後の質問ですので、ゆっくり考えてゆっくりお答えください。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

三谷有信をどのような感じに思っておられますかというのは、総合的にという……

(「議長、もう1回質問していいですか」と呼ぶ者あり)

○議長(永島 守)

川野議員。

○11番(川野栄美子)

三谷有信が大川の宝になって、粉本が4,600点ぐらいあると市長もおっしゃったでしょう。これをここに置いていてももったいないから、やはり大川市を宣伝する、大川はこんないいまちですよと宣伝するために、これをここだけではいけないからいろんなところにつなげていったがいいでしょうと。一つつなげるのはそのまちにある、隣のまち、久留米から出ているから久留米もいいでしょうけど、それから三重県もいいでしょう、つながっている。あとは東京もいいでしょう、海外もいいんじゃないですかと私は言いましたけど、市長はそれをどう思われますかということで。

○議長(永島 守)

市長。

○市長(江藤義行)

4,600点のこの資料をどう今後生かしていくか等については、関係部署といろいろ協議しながら、どのようなことができるのかということも含めて検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長(永島 守)

川野議員。

○11番(川野栄美子)

生涯学習課にお尋ねいたします。

学校もいろいろところで清力美術館に来て勉強されていますけど、学校の教育の中には学校の先生が連れていきますが、生涯学習としてあそこに行く人が非常に少ないけど、課長、あそこそ生涯学習のところに行くようなふうな誘導をしてもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長(永島 守)

永島生涯学習課長。

○生涯学習課長(永島潤一)

そうですね、御指摘のとおりだと思います。そういった地域資源の保全とか活用に当たりましては、企業の方からも協賛をいただくなど、官民が一丸となって知恵を出し合う機運の醸成が必要かなというふうに考えておりますので、そういった形で新たな価値を創造していくことができるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永島 守）

川野議員。

○11番（川野栄美子）

パンフレットを持って行って、これがありますからといってもなかなか行かないですよね。だから、老人会の団体にこういうすばらしいものがあるからぜひ足を運んでください、これが私は生涯学習課の最も大事なことだろうと思います。そういうところで行って、この三谷有信を理解していただくというのは私は大事だと思いますので、紙だけで回ってもあそこまで行かないというようなものがありますので、足を運んでいただいてやっていただくということはとても大事だと思いますので、ぜひよろしく願いしておきます。

私の一般質問は三谷有信でございました。今あるものを生かすこと、古いから駄目ということではなく、古くても色あせないでいる御用絵師の絵を再発見し、まちに生かすことがとても大事だということを質問いたしました。いろいろお答えいただきましたけれども、やはりこれからだと思います。まだお答えは十分なかったと思います。これからこれをどう生かすかということにかかるといいますので、学校教育課の課長、それから生涯学習課の課長、もちろん市長、どうぞこの点をよろしく願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。お答えありがとうございました。

○議長（永島 守）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻につきましては14時5分といたしたいと思います。

午後1時52分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、7番宮崎稔子議員。

○7番（宮崎稔子）（登壇）

皆様こんにちは。7番、公明党、宮崎稔子です。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

市民の誰もが意思疎通しやすい市役所とは、あらゆる状況の利用者の立場に立った分かりやすさと安心感を備えた場所づくり、その環境整備ではないでしょうか。現在、この大川市役所におきましても、庁舎のバリアフリー化をはじめ、マイナンバーカードなどによりまず手続の簡素化などを進めていただいておりますことにまずもって感謝申し上げます。また、職員の皆様の丁寧かつ親しみやすく対応していただいておりますことにより、気軽に相談しやすく、開かれた市役所となっているのではないかと感じておりますので、これからも引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

市民お一人お一人の様々な御事情の中で、十人十色の手続や御相談で来られる市役所です。これからも誰もが利用しやすい環境整備、さらなる市民サービスの充実に向け、質問席より質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

二つ目の災害を防ぐ水の通り道についても質問席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永島 守）

宮崎稔子議員。

○7番（宮崎稔子）

それでは、質問に入らせていただきます。

市民の皆様は様々な御事情の中で市役所にお越しになります。お体の不自由な方、お子様連れの方、御高齢の方、外国の方など、本当に十人十色だと思いますけれども、市役所に来られた誰もが意思疎通しやすいように現在工夫されている点などを教えていただけますか。

○議長（永島 守）

龍市民課長。

○市民課長（龍 るり子）

宮崎稔子議員の御質問にお答えいたします。

市役所に来られた方への対応につきましては、全職員がプライバシーに配慮しつつ、親切、丁寧かつ迅速な対応を責任を持って行うことを心がけているところです。その中でも窓口で支援を必要とされる方への御対応について、市民課での取組をお答えいたします。

まず、お体が不自由な方につきましては、その方の障がいの状況に応じて臨機応変に対応を行っております。例えば、歩行が困難な方には正面玄関に車椅子を備えておりますので、利用される場合は職員が介助を行っております。また、2階以上の窓口においてお手続きを必要とされる場合は、担当部署と連携し、歩行が困難な方を移動させることなく手続きが完了できるよう取り組んでおります。また、耳が不自由な方には必要に応じて筆談で御対応する場合もございます。

次に、お子様連れの方につきましては、必要な方が御自由にお使いいただけるものとして、正面玄関にベビーカー及び市民課前にベビーベッドを設置しております。また、1階には授乳室もございます。さらに、市民課での手続きでお待ちいただく間に、お子様が御利用いただけるよう絵本を備えております。これらのサービスを御利用いただくことで、お手続き時の御負担を少しでも軽減できるよう努めております。

次に、高齢者の方につきましては、市民課前に設置しております申請書作成支援システムを御利用いただくことで、特に筆記の御負担を軽減することができるように努めております。マイナンバーカードか運転免許証をシステムにかざして画面に表示される数字を入力していただくことで、氏名や住所、生年月日、性別の情報が申請書に印字されますので、書く手間を省くことができます。また、加齢等により字が見えづらい方には、度数が異なる複数の老眼鏡を窓口にて御準備しております。

最後に、外国籍の方につきましては、日本語による筆記等の御負担が軽くなるよう、事前申請システムの環境整備を行っております。このシステムでは、スマートフォンやパソコンで転入・転出・転居等の手続きに関する必要項目を入力することで、事前に手続き内容や必要な持ち物を把握できる上、画面に表示される二次元コードをかざすと市民課で各種申請書等を印刷することができます。外国籍の方は技能実習等、明確な目的を持って転入される方がほとんどですので、事前にホームページ等で情報を収集されておられる方が多く、このようなツールを理解され、御活用いただいております。また、外国籍の方を雇用される事業者やNPO法人の日本人の方が御一緒に来庁される場合がほとんどであり、滞りなくお手続きをいただいております。お一人で来庁される場合も、日本語による意思疎通が難しい場合は、御自身のスマートフォンの翻訳アプリを活用してコミュニケーションを図られるため、おおむねスムーズにお手続きをいただいております。

なお、先ほど申しあげました申請書作成支援システムと事前申請支援システムにつきまし

ては、高齢者の方や外国籍の方に限らず、書かない窓口の取組としてどなたでも御利用いただけます。

窓口に来られた方との意思疎通のさらなる向上につきましては、現在、様々なシステムが開発されております。どのようなシステムの運用が大川市にとって最適であるのかを引き続き全庁的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（永島 守）**

宮崎議員。

**○7番（宮崎稔子）**

ありがとうございます。非常に様々な、本当に十人十色、いろんな状態で来られる方に対しての取組をしていただいていることがよく分かりました。ありがとうございます。

お子様連れの方も車で来られても、赤ちゃんをだっこされて、そのままの状態に来られたら、本当に書くこともお話を聞くことにも手間取られるかと思いますが、そういうベビーベッドとかベビーカーなど、絵本等々もそういうところにあるんだよということをぜひ全職員の方が知っていただきながら、必要ところでぜひスムーズに活用ができますようにと思いますし、また、少しでも書く手間が省けるというような簡素化がされていることにも感謝申し上げますながら、そういうことができているんだということを市民の皆様方にも御周知のほうをぜひよろしくお願いします。

また、外国の方もお話があってございましたけれども、10月末時点で市内にも17か国から実に519人、10月末ですので、まだ今12月、もっと増えているのかもしれませんが。そのような多くの方がいらっしゃる。また17か国となりますと、本当に言葉の壁というのも大きいかと思いますが、英語だったら何とかかなという点もございますので、今いろんなアプリも活用されてというお話もあってございましたけど、ほとんど大丈夫ですよというお答えでありますけど、数件、私のほうにも外国の方がお見えになられて、市役所でちょっと戸惑われた点など、そういうお声もいただいておりますので、英語に精通された職員の方がいらっしゃったら、そこに来ていただいて対応できるとか、もしなかなかそういう方がいらっしゃらなかったら、今度の新規採用の検討の一つにも入れていただいているのではないかなと思いますので、ぜひまた今後も引き続き、様々な方が来られる窓口として、市役所として御努力をお願い申し上げます。本当にありがとうございます。よく分かりました。

それでは、以前、私も御家族が亡くなられた後の手続きが煩雑で、本当に時間も相当かかりますという、御家族の方を亡くされたお悲しみの中で、市民の方のほうからお困りの声を、それに寄り添った支援をされている他市の事例とともにこの場でお届けをしておりましたけれども、今年7月より、その声に寄り添ったおくやみコーナーをこの市役所にもつくっていただいておりますことにまずもって心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、現在その利用状況、また利用された方のお声などございましたら教えていただけますか。

**○議長（永島 守）**

龍市民課長。

**○市民課長（龍 るり子）**

おくやみコーナーについての御質問にお答えいたします。

身近な人が亡くなられた悲しみの中、つらいお手続のために来庁される御遺族の御負担を少しでも軽減することを目的とし、今年7月1日に市民課4番窓口、ローカウンターにおくやみコーナーを開設いたしました。原則インターネットで、電話でも可能ですが、事前予約の上、当コーナーにお越しいただくことで、各課を回ることなく様々な手続が行えます。また、対象者の情報を各課で共有することで、様々な手続において何度も住所や氏名などを記入する御負担が軽減されています。

利用件数につきましては、11月末現在で196件となっており、多くの方々に御利用いただいておりますが、一方で御予約をいただいた件数につきましては、うち33件となっております。もちろん、御予約なしでお手続に来られた方につきましても同様の御対応を行っております。来られたときに当コーナーが空いていない場合は、別のスペースで同様の手続をしていただいております。

御利用された方々からの反応といたしましては、各課の窓口を回らなくて済むので助かりました、何度も同じような書類を書かなくて済みましたといった御意見をよくいただいているところです。また、お帰りの際に、いいコーナーですねと言っていたこともあります。

今後も市報、ホームページを活用し、市民の皆様への周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

**○議長（永島 守）**

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

ありがとうございます。本当に設置していただいて、11月末時点、196件の方がそのコーナーにお見えになって、ただ、先ほどお話があったように、予約は33件と。これは予約をしていなくても同じ手続きができますということではありますけれども、予約をしていたほうがより時間も短縮に、そして、書類がそこに準備されていると取ってよろしいんですかね。

○議長（永島 守）

龍市民課長。

○市民課長（龍 るり子）

おっしゃいますとおり、御予約をいただいたほうがよりスムーズに迅速に対応できております。

以上です。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

ありがとうございます。本当に予約をして来ていただくと、今まで相当かかっていたのが、今でもおくやみコーナーに来ていただいたら、書く手間等も省けて、ある程度時間短縮にはなっているけど、予約をいただくともっと楽にできますよということでありましてけれども、先ほどのように予約が33件のところで、まだまだ周知が皆様には行き渡っていないのではないかなと思っております。

おくやみコーナーに先駆けて、私がお話をさせていただいたときにも、おくやみハンドブックの件も一緒に御紹介をさせていただいて、ぜひ導入をとお願いしておりましたけれども、早速先駆けてハンドブックには手をかけていただいて作成していただいております。

死亡届とともに、そのハンドブックを御家族の方にお渡しされる場合が多いかと思っておりますけれども、そのハンドブックにおくやみコーナーの予約の仕方などは記載があるのでしょうか。

○議長（永島 守）

龍市民課長。

○市民課長（龍 るり子）

お答えいたします。

おくやみハンドブック、こちらになります。（現物を示す）おくやみハンドブックにつきましては、市役所での各種手続のほか、預貯金口座や生命保険等に関する事など市役所以外での手続についても記載しており、令和5年3月から火葬許可証を交付する際に、亡くなられた後の手続の御案内と一緒に御遺族の方へお渡ししています。

現在お渡ししておりますおくやみハンドブックは、2025年、今年5月発行のものになりますので、今年7月1日から開設いたしましたおくやみコーナーについての記載はございません。

以上です。

**○議長（永島 守）**

宮崎議員。

**○7番（宮崎稔子）**

ありがとうございます。5月にできているので、2か月後がおくやみコーナーの設置ということで、やっぱりおくやみハンドブックができたのが先でしたので、現在のハンドブックには記載がされていないというのは当たり前かと思えますけれども、今後増刷とかされるときに、予約の仕方など、ぜひ目につくところにですね、皆さんが一番目につく1ページ目とか表紙とかに、今後増刷されるときには、予約の仕方とかというのを追加のページなどをぜひお願いしたいと思えますし、また、現在のハンドブックにはついていないということですので、今言うように目につくところに、表紙とか、開けて1ページ目のところにおくやみコーナーへの予約の仕方など、一番分かりやすく、ぜひカラー版でも作っていただいて、紙を1枚挟んでいただく、貼っていただくだけでもしていただくと、もっともっと皆様の利便性が高まるのではないかと考えております。

亡くなられて火葬のときに一緒に渡される。そのときというのは御親族の方も意外と集まっていらっしゃるときが多いですので、予約の仕方など分かっていただくと、御高齢の方のみの世帯としても、それを見て御家族の方が、子どもさんたちとかが予約をしてくださったら、すごく来られて助かるかと思えます。

市報やホームページでは、大川にそんな支援があるということが伝わらないのが現実なんですよね。御家族の方を亡くされたりとか、必要なときにならないと、市報にどれだけ掲載していただいても自分の目に入ってこないというのが市報とかホームページかと思えますの

で、必要な方に本当に目がつく工夫というのが今後必要かと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（永島 守）

龍市民課長。

○市民課長（龍 るり子）

お答えいたします。

おくやみハンドブックにつきましては、毎年内容を見直して発行しておりますので、次回の発行分、令和8年4月30日を予定しておりますけれども、そちらのほうでおくやみコーナーについては、予約の仕方を含め、目立つように記載をしたいと考えております。

また、現在は亡くなられた後の手続の御案内と併せて、おくやみコーナーの内容を記載した案内文を御遺族の方へお渡ししておりますが、白黒印刷で目立ちにくくなっておりまして、色がついた用紙に印刷する等の工夫をしたいと考えております。

以上です。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

ありがとうございます。予約の仕方等が分かりやすく、予約して行くとこれだけ簡単に、また時間も短縮できる、そのような利便性をしっかりと記載していただいて、皆様がやってみようと、また、こげん手続が楽やったよとかという皆さんの声が広がっていくと、もっともっと活用が広がっていくかと思えますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

それでは、次に進みます。

障害者基本法第22条では情報の利用におけるバリアフリー化が記載されていて、障がいのある人が情報にアクセスしやすくするための施策が述べられています。国と都道府県、市町村は、障がいのある人が情報を理解し、伝えるための支援を提供するための法律や制度を整備することが求められているかと思えます。

福岡市では、日本視覚障がい情報普及支援協会が開発された印刷物など、そのようなものに文字情報を音声化し、スマートフォンなどで読み取るアプリ、ユニボイスを全国でもいち早く導入されていますけれども、大川では導入はされていませんでしょうか。

○議長（永島 守）

添島福祉事務所主幹。

○福祉事務所主幹（添島良徳）

お答えいたします。

現在、ユニボイスの導入は行っていないものと承知しております。

以上です。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

分かりました。

このアプリは、障がい者の方のみならず、小さい文字が最近読みづらくなったんだとよく言われる高齢者などを支援するために、印刷物とかウェブサイトの文字情報を音声コードに変換するシステムで、国や自治体などの公共機関に対しては作成ソフトを無償で提供して普及を図られています。印刷物に刷り込まれた二次元コードにスマホをかざすと、印刷物の内容が読み上げられて、電波が圏外でも使用できます。視覚障がいの方だけではなく、日本語の読めない先ほどの外国の方の支援にも、外国の方が活字情報を得ることが可能だということでもあります。読むということが御負担になられてきた御高齢の方も含めて、ユニボイスを活用すれば誰でも読む情報にアクセスしやすくなります。

国のほうでのねんきん定期便など、年金事務所から来る、そのような個人のプライバシーが記載された印刷物などにもつけてありますし、視覚に障がいのある方がそのコードがどこにあるか分かるように、コードの端にも切り欠きが入っていて、ここにあるんだということが分かるようにもなっております。また、命を守るハザードマップ等にもつけられていて、自分のいる場所、また、今の自分がいる場所の近くでどんな災害が起こっているのか、災害時にはですね。また、避難場所はどこなのかというようなことも音声で伝えていただけますので、市民への重要なお知らせは、音声コードを取り入れて読める環境を整えることも大切な市民サービスの一つとして大川市でも取り入れることが必要ではないかと思っておりますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（永島 守）

添島福祉事務所主幹。

○福祉事務所主幹（添島良徳）

先ほど議員のほうから御説明をいただきましたユニボイスにつきましては、文字情報を二次元コード、いわゆるQRコードに変換した音声コードで、専用のスマートフォンアプリを使って読み取ることで、その内容を音声で聞くことができ、視覚に障がいのある方だけでなく、小さい文字が見えづらくなった高齢の方へも情報をお届けすることができる機能と認識しております。

ユニボイスには文字を読み上げるデータが記録しており、正確に情報を伝えることができるため、重要な通知や印刷物などへの活用が見込まれております。視覚に障がいがある方などが自立して生活を営むための環境整備の一つとして期待されておりますけれども、一つの音声コードに収められる情報に文字数の制限があるなどの課題もございますので、導入している自治体の活用状況などを調査し、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（永島 守）**

宮崎議員。

**○7番（宮崎稔子）**

ありがとうございます。ぜひそういう導入自治体のお話を聞いていただきながら、本当に文字が読みづらくなされた御高齢の方なんかも含めて利用していただければ、一人でも多くの方がそれを活用して、分かりやすく説明を聞くことができますので、読むということが当たり前という環境をぜひつくっていただければと思います。

福岡市などにおきましては、そのアプリの取り方なんかも高齢者の集まりのところとか、そういういろんなところに出向かれて行って、一緒に取ってあげるとか、説明会等々も行われながらこれを進めてあるかと思っておりますので、ぜひいろんな情報を取っていただいて、活用していただければなと思っております。

それでは、今度は聴覚障がいの方のことでお尋ねいたします。

手話の活用について、以前もこの場でお聞きさせていただいておりますけれども、手話の養成講座には市の職員の方は行かれてありますでしょうか。

**○議長（永島 守）**

添島福祉事務所主幹。

**○福祉事務所主幹（添島良徳）**

お答えいたします。

大川市手話奉仕員養成講座を受講した職員につきましては、3名の方が受講されております。

以上です。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

ありがとうございます。一番最初の説明の中で、筆談とかも使って御案内していただいているというお話でもありましたけれども、手話を言語として条例化される自治体も増えてきておりますので、こんにちはおはようございますとか、こういう挨拶をしていただだけでも、本当に市の職員さんたちからそんな簡単なことでも、挨拶していただだけでも、会話ができた、コミュニケーションが取れたということですのでごく喜ばれますので、今3名の方がお使いになられて勉強されたことがあるということではありますので、そういう方におつなぎする間のちょっとだけでも、最初のところででも、今言うように、こんにちはおはようございますとか、今日はどんな御相談ですかとか、そういうことだけでも職員の方たち皆さんができるようになったら、すごく居心地がいい、来られた方に対してできるのではないかなと思いますので、そういうお勉強もぜひしていただけたらと思います。

それでは、聴覚障がいの方だけではなく、御高齢になられて耳が聞こえづらくなられた方などにも非常に有効な、軽度から中程度の難聴のある方には音声クリアに聞こえる、聞こえやすいとして、昨年、国会質疑でも取り上げられ、誰もが利用しやすい事例として軟骨伝導イヤホンが窓口設置として内閣府のほうでも紹介をされています。

先ほどもありましたように、窓口到老眼鏡は設置していますけれども。難聴者のためのものは何もないという問題意識から軟骨伝導イヤホンが紹介されていますけれども、大川市ではこのようなものは設置はされていますでしょうか。

○議長（永島 守）

添島福祉事務所主幹。

○福祉事務所主幹（添島良徳）

現在、窓口への設置は行っておりません。

以上でございます。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

分かりました。

この軟骨伝導の仕組みは、2004年、平成16年に奈良県立医科大学の細井裕司学長によって発見されました。そして、その仕組みを基に、令和5年に軟骨伝導イヤホンは開発をされていますので、まだ新しいものではありませんけれども、非常に使いやすく、とても清潔で聞こえやすいということで、各自治体でも窓口での設置が広がっています。耳の奥に差し込まなくて、耳に簡単に置くだけで、御自分の軟骨に振動を与えて、御自分の耳の中で音を作成しますので、周りには全く音漏れすることがありません。耳の穴も塞ぎませんので、周りの音もしっかりと聞こえます。イヤホンには穴也没有。凹凸もありませんので、つるんとしていて、使われた後は簡単にアルコール綿などで拭けばとても清潔に使うこともできて、そういうことができますので、音声がとてもクリアで、しかも装着している御本人にしか聞こえないので、聞こえに支障のある高齢者などにも大きな声で対応する必要もないことから、窓口での対話での個人情報を扱う自治体とか、また金融機関等での導入が進んでいることが内閣府のほうでも紹介をされています。本当にプライバシーを守るという観点がとても大事かと思えますけれども、重要視しなければいけないことから、金融機関からの活用が広がったようでもありますけど、大川市も同様ではないでしょうか。金額的にも二、三万円程度の金額のようでもありますけれども、大川市でも必要な窓口には設置もできないかと思えますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（永島 守）

添島福祉事務所主幹。

○福祉事務所主幹（添島良徳）

お答えいたします。

ただいま窓口対応におきましては、配慮が必要な方に限らず、分かりやすい説明を心がけさせていただいております。また、耳が聞こえづらい方などへの対応につきましては、ゆっくりと分かりやすく、大きめの声で話しかけるや筆談を交えるなど、相手の方に合わせた対応に努めております。

議員御質問の軟骨伝導イヤホンは、耳の入り口付近の軟骨を振動させて音を伝えるため、大きな声での会話が不要となり、個人情報を周囲に聞かれるリスク軽減も期待できます。ま

た、通常のイヤホンと違い、直接耳の中に挿入しないことから衛生的であるなど、耳が聞こえづらい方などへの新たなコミュニケーション手段として、一部の自治体や金融機関等において窓口での試験導入が行われているところでございます。行政サービスの向上や来庁者及び職員双方の負担軽減につながる可能性も考えられますので、導入された他の自治体等の検証結果などを踏まえ、聞こえに不安がある方が安心して手続を行える環境整備に向けて研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

ありがとうございます。活用されている自治体では、窓口を設置するだけではなくて、御高齢のお宅を訪問する際にも職員の方が持参されていって、使用されていることもあるということでもありました。本当に誰もが意思疎通しやすい市民サービスの一つとして、ぜひ導入の御検討をお願い申し上げたいと思いますけど、今のお話を聞かれて、市長、どのようにお考えになりますか。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

今までの宮崎議員の質問の内容等は大変重要なことだと思っております。これこそ本当に市役所が窓口として市民の方に対応できる、物すごく効果的な市民に寄り添った対応じゃないかなというふうに思っています。ぜひ今後ともいろいろ御示唆をいただきながら、窓口の対応の充実に努めてまいりたいというふうに思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

ありがとうございます。本当に十人十色の方がお見えになる市役所ですので、市民の誰もが意思疎通しやすい市役所づくり、あらゆる状況の利用者の立場に立った分かりやすさと安心感を備えた場所づくり、その環境整備にぜひこれからももっともっと進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

先月の11月17日に花宗太田土木組合によります矢部川水系視察に参加をさせていただきました。みやま市、柳川市、八女市、筑後市、大木町、大川市の矢部川水系に係るダムや農業用水などの水を川から取るために造られた施設の堰など約10か所を見させていただいて、本当に詳しいお話も聞かせていただきました。藩政時代の柳川藩、久留米藩が大切な水を上流から下流に、そしてその水を大川市に確保するために、創意工夫をされたその歴史が今もなお私たちの生活を守っている先人の知恵と努力に感銘するとともに、私たちが今なすべきことについて深く考えさせられました。

お尋ねいたします。

今お話ししたように、上流から確保されてきた大切な水が大川市のクリークに流れていますが、この水の通り道ですね、これについてどのようにお考えか。

また、最近の災害は、線状降水帯の発生など本当に異常を期すものが発生しております。大川市では、ほぼクリークの内水氾濫による被害が出ているかと思っております。このようなものを防ぐためどのような努力をされているのか、その2点お尋ねいたします。

**○議長（永島 守）**

宮崎クリーク課長。

**○クリーク課長（宮崎和彦）**

お答えします。

クリークには農業用水、防火用水など利水の役割がありまして、その用水につきましては、かんがい期に筑後導水と国営水路、花宗川から取水され、市内のクリークを通り、各地域に届けられております。また、大雨のときには地域からの排水を幹線水路や河川へ流して浸水被害の軽減を図る役割もあります。これらの機能を確保し、スムーズな水の流れを保つためには、水路のしゅんせつや除草などの適切な維持管理が必要であると考えております。

また、内水氾濫の軽減を図るための対応といたしましては、市発注工事による水路しゅんせつを実施することによりましてクリークの排水能力の確保に努めているほか、大雨が予想される場合には、近隣自治体、花宗太田土木組合と連携し、先行排水により主に国営水路の水位を下げ、雨水の一時的な貯留容量を確保することで内水氾濫の軽減を図ることとしております。

加えまして、市で設置している市内の排水ポンプ場の適宜稼働、また、浸水箇所への可搬

式ポンプの機動的な設置及び国土交通省の排水ポンプ車の配備要請などを行っております。

以上です。

○議長（永島 守）

傍聴者をお願いします。本会議場は着帽は禁止されております。ありがとうございます。

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

ありがとうございます。勉強もさせていただきましたけれども、非常に御努力していただいていることに心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

先ほどお話ししましたように、上から下に流れてくるこの水というのは、生きていく私たちが守るために、農業のためには必要な水を確保していただいておりますけど、最近のこの災害に対しましては、先行排水とかしゅんせつとかしていただきながら、その適宜に応じていただいていることが本当によく分かりました、先日見させていただいてですね。これは私たちもしっかりと市民一人ひとりが学んでいかなければいけないことではないかと改めて思ったのでありますけれども、このクリークの大切さについてみんなで勉強する中で、各地域でこのクリークの清掃をしていただいているかと思ひます、各地域でお願いしますということで。例えば、その地域はどこのクリーク、どこの場所を清掃されているのかなどは御報告としては上がってきているのか、市として把握はされていますでしょうか。

○議長（永島 守）

宮崎クリーク課長。

○クリーク課長（宮崎和彦）

お答えします。

本市では、水路清掃を実施していただいた行政区や町内会等の団体に対しまして、用排水路清掃共同作業実施報償費として、参加人数及び実施時間に応じて報償費をお支払いしております。その際、実施報告書を提出していただいておりますので、実施日、おおよその参加人数、実施場所については把握をいたしております。

以上です。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

ありがとうございます。今お話しいただきましたように、人数とか、日にちとか、場所とか、そういうしていただいているところは把握をしていただいておりますということであり、今お話のあったように、報告があっているところ、きちんとというか、清掃をしていただいているところ、また、されていない地域もあるかと思うんですね。また、されていたとしても、今御報告が上がっているかと思えますけど、いつもやっぱり同じ場所になってしまっている地域もあるのではないかと思います。清掃のやり方も様々だろうと思います。ですので、手の届かないところもたくさん出てきているのが今の現状ではないでしょうか。総延長300キロにわたる大川市のクリークにおきましては、市としてもその地域を流れる水の流れについてはよく御存じであると思えますので、区長さんとか地域の方を通じて、その地域の課題とか対策について、ぜひ市と一緒にお話をさせていただきたいと思えます。

また、各町内に機械借上料として、現在15万円、各町内にお渡しされているかと思えますけれども、この金額自体もですね、1年でこれでは何もできないよとよくお声もいただきますけれども、その点も含めて、その使い方の説明をぜひお願いいたします。

**○議長（永島 守）**

宮崎クリーク課長。

**○クリーク課長（宮崎和彦）**

お答えします。

初めに、地区の水路しゅんせつの概要から御説明申し上げます。

この事業は、クリークの機能確保及び増進を目的としまして、地区が主体となって実施していただくものであります。実施箇所、実施業者の選定及び実施依頼、しゅんせつ要望書の作成、作業完了の確認、これを地区で行っていただき、しゅんせつ費用については、市と実施業者との契約により支払うことといたしております。

また、このしゅんせつ予算につきましては、先ほど宮崎議員がおっしゃられたように、農事組合単位ごとに15万円を割り当てておりますが、地区同士の協議調整で予算の譲り合いを可能としておりまして、そのことで1件当たりの予算を大きくして実施することができます。

ただし、この予算は単年度での執行となりますので、次年度へ繰越しできないことが留意点でございます。

以上が概要となります。

そこで、お尋ねの各行政区等にどのような使い方を説明されているのかということござ

いますが、地区の水路しゅんせつにつきましては、年度当初の市区長会にて先ほど申しました概要を説明させていただいております。また、各校区区長会からの御要請があれば、その場でも説明をいたしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（永島 守）**

宮崎議員。

**○7番（宮崎稔子）**

ありがとうございました。分かりました。年度当初にお話をさせていただいている、また、適宜でもあるかと思えますけれども、今のお話の中で、年度当初に区長さん等々のお仕事の内容の中の一つとしてお話をし、説明させていただいている分も多い。

これは毎回私も決算・予算委員会のお話をさせていただきますけれども、区長さんというのは何年後かに替わられますので、うまく引継ぎでのお話合いができていないとか、そういうふうなこともあって、使い道とか使い方とか、先ほどありましたように、各行政区間で譲り合いを行いながらしたら、15万円が45万円になったりとか90万円になったりして、そこで膨らんで使っていただく。ただ、単年度だよということで、そういう使い方があるんだということを私も聞かれるたびにいろんなところでお話をしますけれども、伝わっていないところがたくさんあるというのを感じるんですね。なので、毎回決算・予算委員会のほうで、この説明はどうされていますかと私お話するんですけれども、ぜひそのようなことをしっかりとさせていただきたい。

先ほどのおくやみコーナーではありませんけれども、そのときにならないと、区長さんも目の前に当たらないと、自分が今どうすべきなのかというのが分かっただけでない方も、やっぱり区長さんは替わられますので、分からないことがたくさんあるかと思うんです。ですので、御近所のといいますか、隣接した行政区の方との間の橋渡しにもぜひなっていただきたい。こことここが単年度でありますので、今年はこっちの行政区をするけれども、来年度は合わせてこっちのをしましょうとかと、そういう提案もぜひ市のほうから投げかけていただいて橋渡しをしていただけると、もっとこれが使えるありがたい制度となるのではないかと思いますので、その点ぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

**○議長（永島 守）**

宮崎クリーク課長。

○クリーク課長（宮崎和彦）

お答えします。

先ほど議員から御指摘がございましたように、私も4月からこのクリーク課のほうに異動してまいりまして、地元しゅんせつの予算の使い方についても、せつかくの予算ですので、なるべく有効に活用していただきたいという思いがございます。

先ほどの使い方につきましても、今内部でもちょっと検討している段階でございますので、有効に使っていただきますように、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

ぜひよろしく願いいたします。本当に大切なお金で、またクリークをきれいにするために渡していただいているかと思っておりますので、その点よろしく願い申し上げます。

もう一点、地域の清掃ですけれども、今言いましたように、しゅんせつとか除草とかというお話がありましたけど、隣組とかという、高齢化によってクリークの周りの清掃などがとても危険で、坂になっていたり、とても手に負えないよということをよく言われます。防草シートの活用などももしお考えいただければいかがかなと思っておりますけど、そこへの補助とか活用などのお考えはありませんでしょうか。

○議長（永島 守）

宮崎クリーク課長。

○クリーク課長（宮崎和彦）

お答えします。

人口減少、あるいは高齢化に伴いまして、これまでの地域での除草作業がだんだんと非常に厳しくなっているという認識は持っております。

そこで、除草が必要な箇所を今後は段階的に減らしていくために、防草シートによる防草処理、これを進めていくことは一つの有用な手段ではないかと私自身も思っております。

ただ、この防草シートを覆う作業を行っていただいた団体で、その後のシートの維持管理について適切に行っていただけるかどうか、こういった部分はちょっと懸念点として残ります。

いずれにしましても、地域住民の皆様の御協力をいただきながらの今後の維持管理の在り方につきましては、議員からの御提案やそれ以外の有用な手段等も含めまして、調査研究が必要であるという認識を持っております。

以上です。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

地域の皆様のお力をお借りしないと、このクリークのきれいさというのは保てませんので、何が有効かというのをしっかり考えていただきながら御検討いただきたいと思います。

それでは、海のプラスチックごみの約8割は陸域で発生して、河川敷を通して流れ出したものだと言われていることから、福岡県では令和7年、今年9月28日から10月末までの1か月間を1万人クリーンアップ大作戦と題して、県内の海岸、河川敷、道路、公園などで一斉清掃キャンペーンを行っていただいておりますが、市民の参加状況などを教えていただけますか。

○議長（永島 守）

井口環境課長。

○環境課長（井口秀成）

お答えいたします。

今、宮崎議員のほうから御説明ありましたが、福岡県におきましては、海洋プラスチックのごみの8割が陸域で発生し、河川を通じて海へ流れ出ている状況から、県内全域での対策が必要と考え、今年度から1万人のクリーンアップ大作戦と称して、県内の海岸、河川敷、公園等で一斉清掃を行うキャンペーンを実施し、県内の企業やボランティア団体を募集されております。

本市におきましては、大川市環境衛生組合連合会が11月16日の全市一斉美化運動に合わせまして、花宗川沿岸の清掃を行うということで参加したところでございます。正式な参加数は上がってきておりませんが、例年500人か600人参加いただいているところでございますので、本年も同程度とっております。また、市内企業も1社が参加されているというところでございます。

以上です。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

ありがとうございます。県一斉に行っているこのクリーンアップ大作戦ですけど、大川市におきましても年2回ですかね、本当に市の一斉清掃活動を行っていただいておりますので、先ほどの人数にもありましたように、多くの方が御参加はもっともっていただいているのではないかと考えております。そこに住んでいる住民として、自分の住んでいるところをどれだけ大切に思ってきれいにしようというその意識がですね、一人ひとりが本当に大切だと思っています。地域でとなると、地域にお願いしますとずっとお話ししていますが、どうしても隣組とか町内とか、そういうことになりますけど、正直なところ隣組には入っている、私は入っていないとかという、そういうことに関係なく、住民の一人一人として、市民の一人ひとりが自分が住んでいるところをきれいにするために、自分が今なすべきこと、何ができるのかを考えて行動に移すための意識改革が今必要ではないかと考えております。地域で、隣組で、行政区でしていただくのももちろん大切。それにあわせて、今度はお一人お一人の心の意識改革も必要ではないかと考えておりますので、そのために市として各課が連携してできることは何かないのかと考えております。

先日、木室校区の講演会で堀、クリークですね、堀と言われましたけれども、この堀の多面的機能の役割、大切さについてお話がありました。今その役割を果たせていないクリークがたくさん大川にはあります。クリークにセイタカアワダチソウとか、先ほどありますように、雑草とか大木が張り巡らしてもいます。

初めにお話ししましたように、先人の知恵と工夫で、流れ着いた命を守る大切な水の流れを止めぬよう、本当に災害をもたらす内水氾濫も水がこの流れによって起こっておりますので、せき止められることによってですね。住民一人ひとりの意識の改革が今必要だと思いますが、その点はどのようにお感じになりますか。

○議長（永島 守）

宮崎クリーク課長。

○クリーク課長（宮崎和彦）

お答えします。

先ほど議員がおっしゃられた中で、市内には約300キロにわたるクリークが網の目のよう

に張り巡っております。このクリークの維持管理につきましては、所有者である市が行うべきところではございますけれども、その全てを市だけで維持管理することは非常に難しく、維持管理が行き届かない箇所も多くございます。このため、地区の水路しゅんせつの活用や排水路清掃、共同作業による地域住民の皆様の御協力、これをいただかないといけない状況ではございます。

クリークは市の財産ではございますけれども、利用される市民皆様の財産でもございます。市民の皆様においては、日頃から農業用水や家庭排水、あるいは防火用水などクリークを利用されていることと思いますし、大雨のときには内水氾濫を軽減させるためのインフラでもございます。そのようなことから、市民の皆様がクリークを自分たちの財産として大切にしたいという思いや意識を持っていただき、市と一緒にクリークの維持管理に取り組んでいただければというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（永島 守）**

宮崎議員。

**○7番（宮崎稔子）**

本当にそうだと思います。もちろん市の財産でありますので、市が管理してというお話もありますので、市民がどうしても手に届かないところもたくさんありますので、市にさせていただかないといけないところもたくさんありますので、市が主としてしていただきながら、また市民一人ひとりの意識の改革もして、本当にごみ一つないクリークとなるような努力というのも一人ひとりがしていかなければいけないのではないかと考えています。

大野島で花火大会が行われていたときは、その翌日などに、住民の方々とか、学校を挙げて子どもさんたちも一緒に河川敷の清掃などを行ってありました。本当にありがたい活動だと思っております。

また、その活動を通して子どもさんたちの心にも、自分のまちをきれいにするという意識を持って、そこからまた育っていき、またその親御さんにも、またその住人の方々にも、自分のできることを意識も変わっていくと思っていますので、お子様から大人まで、皆さんでこの意識改革、大切な水の流れと堀の多面的機能を保つために、行政として、市民として、一人ひとりその課題をどのようにお考えか、ぜひお聞かせいただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

私も花宗太田土木組合の現地視察に御一緒させていただきました。このクリークのこと、今言われたように、先行排水とかもすごく大事な機能を備えています。本当にすごいなと思っています。このクリークのことにつきましては、私のほうがずっと説明会を開いているときにもよく出ます。それとともに市長への手紙も来ます。

それで、やっぱり宮崎議員が言われるように、なかなか自分たちでできないというような声もよく聞きます。それで、今後、クリークの管理とか清掃については区長さんの役割が極めて重要だなということで、ある地域では、区長さん、いっぱい出ましたから、いや、地元の区長さんに相談してくださいと言ったんですよね。そしたら、終わった後、すぐその区長さんと何か話合いが行われたみたいですね。今後とも、また区長会がありますから、この面についてもぜひ区長会として、各区長さんが積極的に取り組んでいただくようにまた要請をしようと思っています。

それとともに、市のほうもそういう区長さんの労苦に応えるために何ができるかというのいろいろ考えてはいます。

今後とも、宮崎議員がおっしゃられたように、クリークの管理、清掃、いろんな洪水とか氾濫とか、そういうのにも影響していますし、また、プラスチックが散らかったり、ペットボトルがクリークに散らかったりすると子どもの教育にもよくないですね。そんなことも含めて、クリークをよくするために、区長会と協力しながら、そして、市としても対応をいろいろ考えながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（永島 守）

宮崎議員。

○7番（宮崎稔子）

市民と市役所、行政が一つになって、ハード面、ソフト面をやっていかなければいけない面があるかと思しますので、ぜひよろしくお願ひしますとともに、本当に区長さんが大事かと思しますので、区長さんたちにもその使い方の説明とかも詳しくしていただきたい。そして、市民一人ひとりの意識改革をするためには、各課が手を取り合って、学校教育課も含め

た上で、手を取り合って、子どもから大人まで、きれいにしていかなければいけないまちづくりかと思っておりますので、その点はぜひよろしくお願いを申し上げます。

今回、花宗太田土木組合の水系視察に参加させていただいて、とても考えさせられました。大変貴重なことを学ばせていただきましたことに心より感謝申し上げます。ハード面、ソフト面、行政と一緒に住民一人ひとりが取り組むべき大切なことだと思い、今回質問をさせていただきました。ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。

#### ○議長（永島 守）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は15時10分といたします。よろしくお願いいたします。

午後 2 時 59 分 休憩

午後 3 時 10 分 再開

#### ○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、1 番永尾学議員。

#### ○1 番（永尾 学）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号 1 番、永尾学でございます。最後の質問者となってまいりましたので、最後までどうかよろしくお願いいたします。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、大川市の防災についてであります。11月18日に大分市の佐賀関で大規模火災が起きてしまいました。住宅や空き家など187棟が焼け、1人死亡ということ。猛烈な火災で、住宅だけではなく周辺の山林にも長時間にわたり強い風の影響もあり、燃え広がったようです。そのほか、11月26日、海外、香港では高層ビル火災、200人以上の死傷者が出ているようです。被災地へのお見舞いを申し上げますとともに、早急な復興・復旧をお祈り申し上げます。

こうした密集した地域で乾燥と強風が重なると、火災が急拡大しやすいということだと思います。近年、異常気象も重なり、異常から日常になりつつあると皆さんも肌身でお感じになっておられるのではないかと思います。しかしながら、この異常から日常となっている現状において、道路、河川などインフラ、生活様式など、私たち市民の意識は急には変えら

れないものであります。だからこそ、現有のインフラキャパを超える事態に備える防災訓練がかつてないほど重要度を増しているのであります。

私もこのような危機感の中、何とか大川市の力になれるよう防災士の資格を取りまして研修と訓練を重ねております。市民一人ひとりの生命と財産を守るための大切な防災について、これより通告に従いまして質問席より質問してまいりますので、本市のお考えをしっかりと聞かせください。最後までよろしく願いいたします。

**○議長（永島 守）**

永尾議員。

**○1番（永尾 学）**

それでは初めに、本市における直近10年降雨量と避難情報の回数、筑後川の危険水位到達の日数、地震の頻度、台風の襲来頻度など、分かる範囲で結構ですので、お知らせください。お願いします。

**○議長（永島 守）**

島崎地域支援課長。

**○地域支援課長（島崎恵一）**

永尾議員の御質問にお答えします。

まず、本市における直近10年の降雨量についてですが、本市にデータはございませんので、気象庁の過去の観測データを基に柳川市における過去10年間の降雨量を読み上げさせていただきます。平成27年1,753.5ミリ、平成28年2,280.5ミリ、平成29年1,542.5ミリ、平成30年1,675.5ミリ、平成31年1,729.5ミリ、令和2年2,561ミリ、令和3年2,142.5ミリ、令和4年1,302.5ミリ、令和5年1,662.5ミリ、令和6年1,898ミリとなっております。

次に、本市における避難情報の発令回数についてでございます。

まず、平成30年7月の西日本豪雨時に初めて道海島町全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令しております。次に、令和2年7月豪雨時に、市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令した後、道海島地域を除く三又地区に避難勧告を発令しております。また、同年9月の台風10号接近時に、市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令しております。次に、令和3年8月豪雨時には市内全域に高齢者等避難を発令しております。次に、令和4年の台風14号接近時には市内全域に高齢者等避難を発令し、また、令和5年7月の大雨時には三又・道海島地区に高齢者等避難を発令しております。

続きまして、筑後川の氾濫危険水位到達の日数についてでございますが、本市における筑後川の水位観測所が若津にございまして、氾濫危険水位は5メートル5センチとなっておりますが、大雨時だけではなく大潮の満潮時でも危険水位を超えることがしばしばあります。そのため、具体的な日数につきましては把握しておりません。

次に、地震の頻度についての御質問ですが、震度5強を観測した平成17年3月の福岡県西方沖地震や、同じく震度5強を観測した平成28年4月の熊本地震が本市で揺れが大きかった地震として挙げられます。

なお、最近では、令和6年8月に発生した日向灘沖地震では震度4を、また、先月25日に発生しました熊本県阿蘇地方を震源とする地震でも震度3を観測しております。

次に、台風襲来の頻度についての御質問ですが、毎年2個ないし3個の台風が九州に上陸、または接近している状況で、平成27年8月の台風15号、令和2年9月の台風10号、令和4年9月の台風11号、14号の影響により、本市においてそれぞれ最大瞬間風速20メートル以上の強風を観測しております。

以上でございます。

**○議長（永島 守）**

永尾議員。

**○1番（永尾 学）**

ありがとうございます。先ほどの答弁していただいた中に危険水位の到達というのがありまして、5.05メートル、大潮のときはしばしば超えておりますという答弁がありましたけれども、ちょうどこのときに大雨とか台風とかが重なったならばちょっと危険だと思いますけれども、そこら辺は自然災害ですのでどうしようもないんですけど、その点はどう考えておられますでしょうか。

**○議長（永島 守）**

島崎地域支援課長。

**○地域支援課長（島崎恵一）**

お答えいたします。

特にそういった危険水位を超えてくるということになりますと、当然内水の排除というか排水ができなくなるという状況でございますので、当然内水氾濫の危険というものが増してくるところでございます。そのために過去避難情報の発令においてもそういった状況が発生し

ておりますので、市民の皆様にもそういった状況をお知らせするということが一番重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（永島 守）

永尾議員。

○1番（永尾 学）

ありがとうございます。

それでは次に、コミセン等避難所に避難された方とかデータとかありましたら、そして、何年ぐらいから避難所を開設されているか、データをいただきましたけれども、昔のデータはないみたいなことを書いてありますので、もし分かる範囲であればお知らせ願えますか、お願いします。

○議長（永島 守）

島崎地域支援課長。

○地域支援課長（島崎恵一）

お答えしますが、ちょっと私どもが今持っておる資料については、令和2年以降の避難数のほうを申し上げさせていただきたいと思います。

令和2年7月の豪雨時に54名、あと、令和2年9月の台風10号の接近の際には、これが一番多かったんですが、1,040名、令和3年8月の豪雨時に43名、令和4年9月の台風11号接近時に100名、同じく令和4年9月の台風14号接近時に531名、令和5年7月の大雨時に7名、令和6年8月の台風10号接近時に129名の方がそれぞれ自主避難所、または指定避難所に避難をされている状況でございます。

以上です。

○議長（永島 守）

永尾議員。

○1番（永尾 学）

ありがとうございます。台風とか大雨は予測が大体つくので、避難所開設等ですね、そして、避難される方というのも時間があるのかなと、取れるようなこともあるのかなと思ってはおりますが、むしろ予測がつかない地震とか、火災とか、そういうときにはどうしようもないので、近くに逃げ込むしかできないのかなと思いますけれども、自然災害の台風とか大

雨のときは早めの避難ということで考えていただいていると思いますけれども、たくさんの人が避難しておられますので、避難する場所もコミセンでは足りないようなこともあるかと思ひますし、学校も開けてもらわなくてはいけないかと思ひますので、その点、気象情報と照らし合わせながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問ですが、被害状況、死傷者数や床下浸水の戸数等、大川市における状況を分かる範囲でお願ひしたいと思ひます。

**○議長（永島 守）**

島崎地域支援課長。

**○地域支援課長（島崎恵一）**

お答えいたします。

災害の被害状況についてでございますが、まず、平成3年9月に九州北部地域を通過しました台風19号の影響によりまして、本市においては、その際、お一人の方がお亡くなりになられております。また、ちょっと最近の話で申し訳ないんですが、大雨や台風による床上または床下浸水についてでございますけれども、まず、令和元年4月の台風5号に伴う大雨時に床上浸水が3件、床下浸水が122件、同年8月の大雨時に床下浸水が61件、それと、令和2年4月、7月の豪雨時には床上浸水1件と床下浸水が28件、令和3年8月豪雨の降雨時に床上浸水1件、床下浸水が28件、令和5年7月の大雨時に床下浸水が15件発生しているところでございます。

以上です。

**○議長（永島 守）**

永尾議員。

**○1番（永尾 学）**

ありがとうございます。私もデータを頂きながら見ているところではございますが、私も三又校区に住んでおりますので、いつも大体分かるところとか、そこら辺被害があるところは同じような決まったところが被害に遭っているような状況でありますけれども、先行排水とか始まった後は大分軽減ができたのではなかろうかと思っております。まずは防災に当たっての数値をお尋ねし、答弁をいただいたところではあります。それでは、それらの被害に備えるための対策ということでお尋ねしたいと思ひますが、先ほども言いましたように、先行排水等もあるかと思ひますが、まずは河川に対してのインフラ対策をお聞かせ願えます

か。

○議長（永島 守）

阿南建設課長。

○建設課長（阿南和文）

議員の質問にお答えいたします。

大川市内の河川のインフラ対策の実績についてでございますけれども、建設課からは花宗川及び新橋川の河道掘削工事の近年の実績について答弁させていただきます。

花宗川、新橋川、両河川の適切な維持管理につきましては、河川管理者であります福岡県への継続的な要望活動を重ねた結果、令和2年から両河川の河道掘削工事が進められております。県事業のため詳細についてお答えする立場にはございませんが、令和2年から令和7年までの実績といたしまして、花宗川が工事長約3,800メートル、掘削土量約3万7,000立米になります。新橋川につきましては、工事長約940メートル、掘削土量約9,400立米になります。

なお、新橋川につきましては、現在排水機場整備事業も進められているところでございます。これらの事業には国の防災・減災、国土強靱化関連予算を活用して実施されているもので、市といたしましても、これまで同様、国、県に対して継続的な事業の実施とその財源確保についてしっかり要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永島 守）

永尾議員。

○1番（永尾 学）

ありがとうございます。しっかりと県に要望もしてもらって、掘削事業も行われているということで本当に安心しておるところではあります。そして、新橋川のポンプもやっつくめどが立って、本当に三又校区、そして、新橋川周囲の住民の皆さんも安心できるかと思えますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

これはすみません、県に要望をしてもらっているんですけど、費用とか、多分河川も広いので、大型重機でせんとそういうお金もかかるんでしょうけれども、費用のほうはどのようにかかるんでしょうか。

○議長（永島 守）

阿南建設課長。

○建設課長（阿南和文）

県事業で進められておりますので、御答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思えます。すみません。

○議長（永島 守）

永尾議員。

○1番（永尾 学）

引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、先ほど宮崎稔子議員の質問の中にもありましたしゅんせつとかクリークに対しての対策と、もう一つ、先行排水で団体表彰もされていると伺っておりますが、その件も併せてよろしいでしょうか。

○議長（永島 守）

宮崎クリーク課長。

○クリーク課長（宮崎和彦）

お答えします。

クリーク課のほうから防災のための対策として2点申し上げます。

初めに、浸水被害の軽減を目的とした排水ポンプ場の整備でございます。大雨のときに河川の外水位が高い場合、ポンプを稼働させて内水を河川へ強制的に排水させる施設でありまして、これまでの整備状況を申し上げます。

平成30年度に都市下水の雨水を筑後川へ排水する施設として小保地区に龍代ポンプ場を整備しまして、2年後の令和2年度に道海島と佐賀市諸富町の間を流れる佐賀江川へ排水する施設として道海島地区にポンプ場を整備しております。また、令和6年度においては、筑後川へ排水する施設として大野島の大下地区に排水ポンプ場を整備しております。

最後に、花宗川の花宗水門近くに設置しております向島雨水ポンプ場であります。こちらの施設は都市下水の雨水を花宗川へ排水する目的に昭和51年から供用を開始しておりまして、既に50年近くを経過し、機械電気設備の老朽化が進んでおります。このため、今年度より改築工事に着手しているところであります。

次に、クリークの先行排水についてであります。

これは大雨が予想される場合に、主に国営幹線水路の水位を事前に下げ、雨水の貯留が

ケットを確保するものでありまして、現在、筑後川下流域左岸地区の市町及び関係土地改良区など、上流から下流までの市町をまたぐ広域的な連携によって取り組まれております。また、この広域的な取組が効率よく行えるよう、筑後川下流域左岸地区の7市1町と関係土地改良区等で構成された筑後川下流域農業開発事業促進協議会という団体で、現在、CAPSという先行排水情報共有システムが導入されております。各構成団体においては、大雨が予想される際にこのシステムを活用し、先行排水実施のための情報収集と共有化を図りながら取り組んでいるところであります。

なお、この団体におかれましては、令和6年8月に広域的な先行排水の取組による流域治水対策への貢献として水資源功労者表彰を受賞され、また、令和7年1月にはICTを用いた先行排水の広域化促進が評価され、インフラメンテナンス大賞において農林水産大臣賞を受賞されております。これを御紹介しておきます。

以上であります。

○議長（永島 守）

永尾議員。

○1番（永尾 学）

ありがとうございます。先行排水の事業に対しては、国土交通省から毎年度、水資源の開発、利用、水源の涵養等に顕著な功績のあった個人や団体を表彰と、私も調べてみましたけれども、本当に素晴らしいものではないかと思いますが、7市1町と言われましたけれども、筑後——どちらか分かりますか、ごめんなさい。

○議長（永島 守）

宮崎クリーク課長。

○クリーク課長（宮崎和彦）

お答えします。

筑後川下流域の左岸地区、いわゆる福岡県側の下流域です。上流が久留米市から……（「久留米からですね」と呼ぶ者あり）一番下流域は大牟田市まで入ってきます。

以上でございます。

○議長（永島 守）

永尾議員。

○1番（永尾 学）

すみません、ありがとうございました。排水の広域化が高く評価されたものと認識しております。7市1町は連携して先行排水の協力の下、これからも災害を防いでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

そこで、市長にお尋ねします。

このように国土交通省、いわゆる国から高い評価を受けた先行排水の取組ではありますが、本市の防災にとってどのような役割を果たしているのか、そこら辺は認識されておりますでしょうか。お願いします。

**○議長（永島 守）**

市長。

**○市長（江藤義行）**

さっき宮崎議員のときも述べましたように、先行排水というのは各ポイントポイントにカメラが備わってまして、それが集中的に分かるようになってるんですね。それとともに、そういうものがないところは管理人というのがおって、大雨が降ったときとかもすぐ情報が入るといふふうになっています。本当にあのシステムというのは私もびっくりして、すごいなという、物すごい機能を果たしているなというふうに思っています。

今後とも、この先行排水も含めて、災害がないようにいろんな形でシステム化を図りながら充実させていければなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（永島 守）**

永尾議員。

**○1番（永尾 学）**

ありがとうございます。浸水被害に当たっては、下流域との連携の上、先行排水はとても大きな役割を果たしていると理解しております。

それでは続きまして、自主防災組織の組織や机上訓練等のソフト対策はどの程度なされておりますでしょうか、お尋ねします。

**○議長（永島 守）**

島崎地域支援課長。

**○地域支援課長（島崎恵一）**

お答えいたします。

まず、自主防災組織の組織や机上訓練等のソフト対策についてですけれども、自主防災組織につきましては、令和7年11月時点で74団体が組織されており、本市全体で、世帯ベースになりますが、約93%の組織率となっております。

なお、年に10回程度、地元町内会等に職員のほうが出向きまして、過去の大規模な災害事例や災害に対する日頃からの備えなど、防災に関する講習会を実施しているところでございます。

以上です。

**○議長（永島 守）**

永尾議員。

**○1番（永尾 学）**

ありがとうございます。93%ということですので、100%を目指していただきたいと思いますが、各町内会をお願いしていかなければならないところではあると思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、避難行動要支援者についての現状と、先ほど申しました自主防災組織の連携が必要かと思ひますけれども、私も考えているところでありますけれども、いざ防災組織が動けるようにするには、避難行動要支援者についてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（永島 守）**

島崎地域支援課長。

**○地域支援課長（島崎恵一）**

避難行動要支援者についてですが、災害時に支援が必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者管理システムを導入し、毎年、区長及び町内会長や民生委員を通じて状況を把握しております。本市全体で2,420名の避難行動要支援者がいらっしゃいますが、支援体制につきましては、本年9月末時点で先ほどの2,420名のうち御本人から同意をいただいている1,473名の方について、いわゆる地域、自主防災組織も含みますけれども、地域で協議の上で誰が避難の支援をし、どこへ避難させるのかなどを記載した個別避難支援計画書を作成しており、災害時の支援体制を構築していただいております。

以上です。

**○議長（永島 守）**

永尾議員。

○1番（永尾 学）

ありがとうございます。避難行動要支援者については、やっぱりまだまだいろんな手助けが必要だと思いますし、自主防災組織の中も確立が必要なのかなと思います。さきに申しあげました大分の大火災のときは近くに施設があったので、車椅子が大分活躍したみたいで、施設に車椅子がたくさんあって、みんなその車椅子に乗って、ピストン運動で往復して避難所に駆け込まれたようであります。私たちの地区にはそういう大きな施設はありませんので、車椅子で運ぶとなるのもやっぱりいろんな形とか対応せざるを得ないのかなと思います。この自主防災組織の中にも2台ほど車椅子を配付していただいておりますけれども、多分そういう急急なときは足りないんじゃないかなと思いますし、そういうときの連携をどうするかというのをもう少し密に考えていかなければならないのではないかなと思います。

次に、あと防災士会、防災士会に私も所属させていただきましたけれども、多分自主防災組織の中にも防災士会との連携があるのかなと思いますけれども、これはどういうシステムとか、どういう連携を取られていますでしょうか。

○議長（永島 守）

島崎地域支援課長。

○地域支援課長（島崎恵一）

防災士会との連携についてですが、防災士につきましては市全体で41名の方がいらっしゃいます。体制としては福岡県防災士ネットワーク大川ブロックが中心となり活動が行われており、防災士資格を新規に取得された方につきましては、防災士ネットワークへの加入を促しているところでございます。

以上です。

○議長（永島 守）

永尾議員。

○1番（永尾 学）

ありがとうございます。私も防災士として活動しておりますけれども、やっぱり防災士さんも大川市にもっともっと増やしていただけたらなと思いますし、一応試験等の補助金等も用意してもらっているようですので、もう少しPRをしていただいて、来年度も防災士が増えることを期待したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今回の私の一般質問、大川市の防災について最後の項目であります大川市総合

防災訓練であります。

そこで、お尋ねします。毎年行っている市の防災訓練は、市にとってどのような位置づけなのか、お願いいたします。

○議長（永島 守）

島崎地域支援課長。

○地域支援課長（島崎恵一）

お答えいたします。

大川市総合防災訓練の位置づけについてですが、大川市地域防災計画に記載しておりますとおり、消防本部、県及び関係機関との連携の下、災害時の防災体制の万全を期すため、自衛隊をはじめとする防災関係機関及び市民の協力を得て、地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出・救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水・給食等の各種訓練を総合的に実施するものでございます。

以上です。

○議長（永島 守）

永尾議員。

○1番（永尾 学）

ありがとうございます。ただいま地域支援課長より総合防災訓練の位置づけについて答弁をいただきましたが、本年も10月1日水曜日に防災対策本部長である江藤義行市長名で招集の下、筑後川総合運動公園にて開催されました。毎年行う総合防災訓練は、文字どおり市内で行われる様々な防災訓練の最上位であり、市だけではなく、自衛隊、消防、警察、電力会社、通信会社、医師会をはじめとする医療関係者など、関係機関皆様の協力を再確認する機会であります。また、校区ごとに市民の皆様にも御参加いただいております。絶対に命を守るという意識を醸成しているものであると私は認識しています。

そこで、市長にお尋ねします。その防災訓練の防災対策本部長である市長は参加されましたか、されていないのか、お願いします。どうぞ。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

永尾議員の御質問にお答えいたす前に、大川市総合防災訓練に出席できなかったことにつきましては、この場をお借りしまして関係者の方々におわびを申し上げたいと思います。

当日は有明海沿岸道路整備促進及び花宗川改修事業促進に係る福岡県及び福岡県議会への要望活動に参加しておりました。大川市総合防災訓練の重要性につきましては重々承知しておりましたが、スケジュールが整わず、やむなく欠席とさせていただきました。

以上です。

**○議長（永島 守）**

永尾議員。

**○1番（永尾 学）**

ありがとうございます。先に市長に謝っていただきましたので、いろいろな質問を考えていましたけれども、当日、多くの関係者や参加者の方が集まられた中、総合防災訓練開始時に市長不在のアナウンスがあったような、私も防災士として参加いたしましたが、とてもびっくりしました。最高責任者である防災対策本部長がいない憤りや失望の声を聞かされました。

災害対策基本法には市町村の責務として、第5条、「市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。」

「市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。」とあります。

先ほど市長が答弁されたので、なぜ欠席されたのかはもう質問しませんが、調整はできなかったんでしょうか、人事秘書課長。

**○議長（永島 守）**

山口人事秘書課長。

**○人事秘書課長（山口 馨）**

お答えいたします。

総合防災訓練、要望活動ともに多くの関係者が存在する行事でございます、市長一人の

都合で日程を動かすということは難しく、両方に出席する方向でできる限りの調整はしたものの、最終的には市長及び関係課長の協議の下、このような判断となったものと承知をしております。

以上でございます。

**○議長（永島 守）**

永尾議員。

**○1番（永尾 学）**

なかなか難しいところではあるかと思えますけれども、日にちは決定して分かっていたはずでありますので、今後このようなことがないようによろしくお願ひしたいと思えます。

市長が召集された総合防災訓練に欠席されたことは、市民の皆さんや協力してくれた関係機関の方々に極めて失礼で、失望を買う行為と言わざるを得ません。また、災害対策本部長の指示なくして訓練の効果があつたと言えるのかは甚だ疑問であります。市民の生命、財産をないがしろにしていると言われてもおかしくないのではないのでしょうか。自分は防災士として市の防災強化に携わってきて、今回の前代未聞の事態に深く失望しております。市長には本気で市のことを深く思い反省してほしいと思えますし、今後このようなことがないようによろしくお願ひします。来年もあるかと思えますけれども、次回は必ず参加し、しっかり陣頭指揮を執っていただきたいと思えます。市長はよく常日頃から市民のためにとということを言われますが、こういうことこそ市民の一人一人の命と財産をしっかりと守り、市民の方が安心・安全で日常を過ごしていただくことにつながるのではないかと思っております。

結びになりますが、大川市総合防災訓練、備えあれば憂いなしと思えます。年末となりますが、安心・安全を大川市みんなで築き上げるべく、市長、よろしくお願ひ申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（永島 守）**

これにて一般質問を終わります。

永尾議員の質問に対して少し私もつけ加えさせていただきたいと思えます。

当日は私も市長と御一緒しておりました。非常にこの会議、歴代の議長等について、また要するに市長等についても、どちらが大事かと言われますと非常に判断がしにくい、そういう事情の中にございます。そして、この会議が、経験された方は分かると思えますけれども、本当に何よりも、これはもちろん人命を大事にするということは我々もしっかり分かってお

りますけれども、重要な会議であると、何にも代え難い、要するに要望活動であったということをご理解いただければ幸いです。

以上で、私もここで市長に続きましておわびを申し上げます。

市長。

#### ○市長（江藤義行）

本当に出席できなくてですね、私もこれは気になっていました。本当にこれでいいのかなということをごですね。身が一つしかないものですからね、これは本当に、何と言っていいかな、断腸の思いで、いろんなところからそういう話も聞きました。

しかし、いずれにしろ、議長が申されたように、万が一こちらの県のほうに行かなかったら県の県議会とか様々な人たちとの約束を破るということになってしまうんですね。大変私自身もどうしていいか分からなかったということをごですね。今、1人で活動しているものですからね、そういう場面が今後ともいろいろ出てきます。私も少しぐらい活動に余裕ができればなというふうに思っています。今回出席できなかったことについては、今さっき永尾議員が言われましたように、関係各団体に会うごとに私自身は言っていきたいというふうに思っています。すごく反省すると同時に、参加できなかったのか、何かできなかったかなとか思いながら、本当に申し訳ないというふうに思っています。

以上です。（「ありがとうございました。次回期待しておきます。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（永島 守）

しかし、大川の立場はしっかりとさせていただきましたので、その点は御安心ください。

それでは、以上で一般質問を終わらせて、次に、議案第68号から議案第85号までの計18件を一括議題といたします。

これからただいま議題といたしております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、よって、先に進みます。

次に、議案を所管する委員会に付託をいたします。お手元に配付しております議案付託表のとおり付託をいたします。

次に、この際、お諮りいたします。明日12月6日から12月11日までの6日間は、議事の都合により本会議を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、この次の本会議は来る12月12日午前9時30分から開くことになっておりますので、念のためお伝えをいたします。

以上で本日の会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時58分 散会